

## 滋賀県地域防災計画 修正案の概要

(風水害等対策編、震災対策編、事故災害対策編)

### 趣旨

県地域防災計画について、東日本大震災以降、県で具体的に検討や取組を進めてきたことや国による災害対策基本法や防災基本計画の改正を反映した修正を行う。

### 主な修正項目

#### 1 民間の物流事業者等の施設・ノウハウを活用した救援物資等の確実、効率的な供給体制の構築

- ・ 陸上輸送拠点等に民間の倉庫等を指定し、拠点として利用する。
- ・ 災害対策本部に民間の物流事業者を中心とした輸送調整所を設置。
- ・ 発災当初、被災地に確実に物資を送り込むためのプッシュ型輸送の実施等について記載。
- ・ 燃料供給計画（連絡体制の確保や対象車両の選定、優先供給等）を記載。

#### 2 広域避難（広域一時滞在）に係る仕組み、避難者への支援体制づくり

- ・ 他市町、他府県からの避難者受入計画の策定。
- ・ 広域避難所の設定、県による広域避難所設置について検討。
- ・ 広域一時滞在（広域避難）の実施方針を記載。
- ・ 県外避難者の受け入れ、避難者への支援について記載。

#### 3 災害時要援護者対策の強化

- ・ 滋賀県社会福祉協議会を指定地方公共機関に位置づけ。
- ・ 市町による避難支援プランの策定を明記。
- ・ 避難支援で、行政の保有する災害時要援護者名簿を活用することを明記。
- ・ 福祉避難所の設置、旅館・ホテル等の借り上げによる多様な避難所の確保、要援護者の輸送手段の確保。

#### 4 県の災害対応体制の強化

- ・ 被害甚大な市町へ、情報収集等のため県から連絡員を派遣することを明記。
- ・ 関西広域連合の「関西防災・減災プラン」に基づく応援、受援について記載。

## 主な修正項目

## 5 災害ボランティアへの対応強化

- ・ 常設の県災害ボランティアセンターを設置し、市町ボランティアセンターの活動体制づくり等の支援、災害時のボランティアのニーズ把握の実施等、受け入れや派遣にあたっての基本事項を明記。

## 6 防災活動や地域防災計画の策定への女性の視点の反映

- ・ 女性の参画等、男女共同参画の視点に配慮した防災の推進。
- ・ 避難所における女性の視点への配慮を明記。

## 7 災害警備活動等の充実・強化

- ・ 県警察による平常時からの体制整備のため「災害警備実施体制の整備」と、復旧期に「治安の確保および交通対策」の節を新設。
- ・ 防災上特に重要な県有施設として、交番・駐在所を追加。
- ・ 住民等への情報伝達、要援護住民の避難誘導、検視活動、遺族への心のケア等（グリーフケア）、治安の確保等を追加。
- ・ 復旧・復興に関する全ての事務作業等について暴力団排除を明記。

## 8 その他

- ・ 「南海トラフ巨大地震モデル検討会」報告における県内での市町別最大推定震度等について参考として記載。
- ・ 滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画の修正を反映。
- ・ 過去に発生した災害に関する言い伝えや教訓・伝承を後世に継承されるよう努めることを追加。
- ・ 危機管理センターの具体化に伴う概要、機能等に関して記載。
- ・ 県による地震被害想定実施を記載。
- ・ 災害応急対策計画に「帰宅困難者対策」の節を新設。

第 1 章 総 則

項目	頁	修正要旨
第 1 節 計画の方針	1	<p>第 1 計画の目的（修文）                      防災上必要となる諸計画について、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の役割を明らかにして災害対応体制を整備することにより、住民の生命、身体および財産を保護することを目的とする。</p> <p>第 2 計画の基本方針                      被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、以下の項目毎に取組み方針を設定・整理</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害に強い県土づくり</li> <li>2 自主防災体制の確立</li> <li>3 災害時要援護者への支援、多様な視点による対応</li> <li>4 防災関係機関相互の協力体制の推進</li> <li>5 警戒避難体制の整備</li> <li>6 防災拠点施設の整備および物資の備蓄</li> </ol>
第 2 節 各機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	2 3 4 5 6	<p>第 2 処理すべき事務または業務の大綱</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県・市町の業務に、災害ボランティア活動の支援を明記</li> <li>・ 近畿管区警察局の業務に警察災害派遣隊の創設を反映</li> <li>・ 指定公共機関として、NTT コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、(株)NTT ドコモを追加（指定は国による）</li> <li>・ 郵便事業(株)、郵便局(株)が合併し日本郵便(株)となったため、社名修正</li> <li>・ 指定地方公共機関として、滋賀県看護協会と滋賀県薬剤師会、滋賀県社会福祉協議会を追記</li> <li>・ 公共的団体として、滋賀県歯科医師会および滋賀県病院協会を追記</li> </ul>

地域防災計画（風水害対策編）修正要旨

第2編 災害予防計画

項目	頁	修正要旨
第1節 水害予防計画	15	第1 河川対策 ・計画方針について、滋賀県河川整備方針を反映し修文 ・事業計画（県土木交通部）について、滋賀県河川整備方針を反映して修文
	16	第2 水害防止対策(県土木交通部、知事直轄組織) ・計画方針について、滋賀県流域治水基本計画を反映し修文 ・事業計画に「地先の安全度マップ」の作成・公表を追加
	18	第6 下水道施設整備計画 ・下水道事業における市街地浸水防除対策と汚水処理施設等の水害対策を区分して修文
第2節 土砂災害予防計画	19	第2 土石流対策 ・1 計画方針に、災害時要援護者対策、緊急輸送路保全対策等の重点項目を明示
	20	第4 総合土砂災害対策 ・土砂災害警戒情報の伝達、警戒避難体制の整備、危険区域への要援護者関連施設等の立地抑制等について構成整理
	21	第5 道路の落石・崩壊等対策 ・老朽化施設の維持管理・更新整備について追記
第4節 防災知識普及計画	26	第1 防災知識普及計画 ・過去に発生した災害に関する言い伝えや教訓を後世に継承されるよう努めることを追記
	27	第2 防災訓練計画 ・関西防災・減災プラン等を反映した広域応援訓練（近畿府県合同防災訓練）の実施を追記
第5節 気象等観測業務計画	29	・水防上特に重要な箇所等に、河川監視カメラの整備を行っていくことを追記
第6節 通信、放送施設災害予防計画	32	第2 放送施設災害予防計画 ・従前の放送各社に加え、ケーブルテレビ局やコミュニティFM局について、特に災害時の事業継続が必要として追記
第16節 災害ボランティアへの支援	51 52	・災害時の速やかな対応のための県災害ボランティアセンターの常設を含めた支援・連携体制整備について追記
第17節 災害時要援護者の安全確保と支援体制の強化	53 54	・災害時要援護者への災害情報の伝達、避難支援の取り組みを充実する方策について追記
第18節 広域避難体制の整備	55	・大規模かつ広域的な風水害に対する広域避難体制について、震災対策編に準じる旨を追記
第19節 危機管理センター	55	・危機管理センターの整備について、震災対策編による旨を追記

地域防災計画（風水害対策編）修正要旨

第3編 災害応急対策計画

項目	頁	修正要旨
第1節 防災組織整備計画	59	第2 動員計画 ・勤務時間外における気象予警報発表時の配備人員について、降雨等の状況により各所属長の判断で弾力的な人員の増減を行うことができる旨を追記
第2節 情報計画	65	第1 災害情報通信計画 ・災害の状況により、市町が被害情報等の報告を行うことができないとき、県は当該市町に連絡員を派遣し、自ら被災状況等の情報収集に努めることを追記
	69	第2 気象予警報伝達計画 ・気象台からの気象予警報伝達先の追記
	72	第3 災害広報計画 ・メール配信システム等による広報「しらしが」等の追記
第4節 災害救助保護計画	81	第2 避難救出計画 ・災害時要援護者のために特別の配慮がなされた福祉避難所（一般の避難所に併設する福祉避難室を含む）について、市町の取り組みとして指針を含め追記 ・風水害に関する広域一時滞在について、震災対策編に準じる旨を追記
	84	・避難所の運営において災害時要援護者へのケア、男女双方の視点・ニーズへの配慮の充実について追記
	89	第8 住宅対策計画 ・避難所や、応急仮設住宅の供給時期・必要数に不足を生じる場合に、公営住宅・民間賃貸住宅、宿泊施設等をあっせん、または借り上げる等の検討を行うことを追記
第11節 電力・ガス施設応急対策計画	120	第3 LPガス設備応急対策計画（滋賀県ILC <sup>®</sup> -ガス協会） ・避難所等における炊き出し、給湯および暖房用に必要となるLPガスの供給と保安業務支援について追記
第13節 相互協力計画	123	・市町から求められた災害応急対策について県の応諾義務を追記
	124	・関西広域連合の「関西防災・減災プラン」に基づく応援・受援体制について追記
	125	・県と各機関・企業・団体に締結している災害協定について、記載構成を修正
第18節 ボランティア対策計画	139	・災害発生時における、県災害ボランティアセンター（H25年度より常設）の非常時体制への移行・運営体制、市町ボランティアセンターの設置運営体制について修正
	140	
第19節 災害時要援護者対策計画	141	・各節に記載する災害時要援護者に対する配慮（情報伝達方法移送手段・介助者、避難所での相談窓口、健康管理）について追記（再掲）

地域防災計画（風水害対策編）修正要旨

第4編 災害復旧計画

項目	頁	修正要旨
第3節 災害復旧資金計画	150	・農林漁業復旧資金について、日本政策金融公庫法等の改正に伴い修正
第5節 被災者等への支援計画	152	第1 災害弔慰金等ならび災害援護給貸与計画 ・震災対策編に準じ、計画方針について制度説明を付加して修文
	154	第3 租税等の徴収猶予および減免の措置 ・震災対策編に準じて項目出し、修文
	155	第4 雇用の安定確保 ・震災対策編に準じて項目出し、修文
		第5 郵政事業者が行う措置 ・震災対策編に準じて項目出し、修文

全編

項目	頁	修正要旨
その他 時点修正等	-	・各機関・法人・県の各部局等の組織改編に伴う修正 (ただし、法人名称については、原則として平成25年4月1日時点のものとして修正) ・各種統計数値について時点修正 ・誤植修正

第 1 編 総則

頁	項目	修正要旨
1	第 1 節 滋賀県における地域防災計画の基本理念	防災の現場における女性の参画等、男女共同参画の視点に配慮した防災の推進を追加
9 11 12 13 14 15	第 4 節 各機関の処理すべき事務または業務の大綱	<p>県警察大震災警備計画との整合を図るため、県警察の業務を追加 近畿管区警察局の処理すべき業務に「警察災害派遣隊の運用」を追加</p> <p>近畿地方整備局の処理すべき業務に「公共土木被災施設災害の査定」を追加</p> <p>・指定公共機関として、NTT コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、(株)NTT ドコモを追加（指定は国による） ・郵便事業(株)、郵便局(株)が合併し日本郵便(株)となったため、社名等修正</p> <p>指定地方公共機関として、公益社団法人滋賀県看護協会と一般社団法人滋賀県薬剤師会、社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会を追加</p> <p>公共的団体として、社団法人滋賀県歯科医師会および社団法人滋賀県病院協会を追加</p>
29 34	第 6 節 琵琶湖西岸断層帯等の地震による被害想定	<p>琵琶湖西岸断層帯による地震について、破壊開始点の異なる 3 つのケースの説明を追加</p> <p>現在の市町別に整理、人口および世帯数について平成 22 年国勢調査の確定値を参考記載</p>
49	第 7 節 地震調査研究推進本部の長期評価	南海トラフによる東南海および南海地震の発生確率を時点修正
102	第 8 節 東南海・南海地震防災対策推進地域	内閣府「南海トラフ巨大地震モデル検討会」報告における県内での市町別最大推定震度等について参考として記載。

第 2 編 災害予防計画

頁	項目	修正要旨
110	第 1 節 防災都市の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域防災活動拠点の確保</li> <li>・災害時緊急物資の備蓄、救援物資輸送拠点の確保</li> <li>・基幹的広域防災拠点との連携</li> </ul>
117	第 3 節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	地震防災緊急事業五箇年計画の更新による修正
119	第 4 節 都市の防災構造化と建物等の安全化	防災上特に重要な県有施設として、交番・駐在所を追加
122	第 5 節 電力・ガス施設の安全化	滋賀県エルピーガス協会を追加
127	第 6 節 上下水道施設の安全化	下水道事業継続計画（BCP）の明記、策定に伴う施策との整合
129 132	第 7 節 通信・放送施設の安全化	<p>県防災ヘリコプター更新によりヘリコプターテレビの利用が可能となったため記述を追加</p> <p>ケーブルテレビ局やコミュニティ FM 局を放送施設の災害予防の項に新たに位置づけ</p>
142	第 10 節 道路施設の安全化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画の修正</li> <li>・地震防災対策特別措置法に基づく避難路の定義を明記</li> </ul>

県地域防災計画（震災対策編）修正要旨

145	第 11 節 河川管理施設、 港湾施設等の安全化	港湾施設について、湖上輸送拠点としての機能向上について追記
146		ダムにおける施設整備完了に伴う記述の整理
156	第 15 節 火災予防・緊急 消火体制の充実	消防本部の統合による記述整理
158	第 16 節 救助・救急、緊急 医療体制の充実	・医療救護活動体制の構築、医療資器材の備蓄・調達・搬送等について記述を追加、充実
159		・災害派遣医療チーム（DMAT）の予防計画での位置づけを明確化 在宅療養者への対応を位置づけ、安否確認体制等の整備や連携の強化等に努めることを追加
160		広域災害救急医療情報システム（EMIS）について追加
161	第 17 節 災害警備実施体制 の整備	・県警察大震災警備計画との整合を図り、地域防災計画に反映するため節を新設 ・情報収集・伝達システムの整備、治安対策に必要な態勢の整備として WAN 等を利用した地域住民に対する情報提供などを記載
164	第 18 節 物資の確保と緊急 輸送体制の整備	・食物アレルギーに配慮した食料の備蓄を明記 ・県備蓄物資の追加
165		燃料の確保について新たに項を設け、協定の締結や対象車両等の選定等を記載
165		陸上輸送拠点等に民間の倉庫等を指定し、拠点として利用すること、場外離着陸場の選定やヘリ活動拠点の整備等、輸送拠点と緊急輸送ネットワークの形成について記述を整理し追加
166		民間の物流事業者等を中心とした官民共同による輸送調整所の設置や緊急輸送体制の構築について記述を追加
168	第 19 節 広域避難・避難 収容体制の整備	他市町、他府県からの避難者受入計画の策定を追加
169		避難地、避難路の整備について、地震防災対策特別措置法の基準以外のものも含め、整備の促進を追加
170		・避難所の収容可能人数等の考え方を明記 ・福祉避難所の設置を別立てて追加 ・広域避難所の設定、県による広域避難所設置の検討、福祉避難所の広域利用について追加
171		・避難所における男女共同参画の視点等への配慮追加 ・公営住宅や民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅の供与について明記し追加
172	第 20 節 災害時要援護者の 安全確保と支援体制の強化	・災害時要援護者名簿の整備にあたり、県独自保有情報の市町への提供を追加 ・市町による避難支援プランの策定、県による策定推進への取組について追加
174		避難勧告等を災害時要援護者に伝えられるよう、防災行政無線等の整備について追加
176	第 22 節 危機管理センタ ー	危機管理センターの具体化に伴う概要、機能等の追加
180	第 23 節 地震に関する調 査、観測体制の推進	・国による南海トラフ巨大地震の被害想定実施等の追加 ・県による地震被害想定実施について追加



県地域防災計画（震災対策編）修正要旨

184	第 25 節 地震防災上必要な教育および広報に関する計画	県が作成した「学校防災の手引き」「地域で育む防災・防犯しがっこガイド」の明記
185		・過去に発生した災害に関する言い伝えや教訓・伝承を後世に継承されるよう努めることを追加 ・しらが等メール配信システムを活用した PR・啓発を追加
188	第 26 節 防災訓練の充実	関西広域連合による関西広域応援訓練を追加
191	第 28 節 災害ボランティアへの支援	・県災害ボランティアセンターの常設により、市町ボランティアセンターの活動体制づくり等の支援、他団体等との連携、意識啓発等について追加

第 3 編 災害応急対策計画

頁	項目	修正要旨
192	第 1 節 災害応急対策の活動体制	職員の市町への派遣、受け入れ、健康福祉部や土木交通部における初動マニュアル業務の明記
197		緊急初動対策班救助班の業務として、広域避難、災害時要援護者、帰宅困難者への対応を追加
200		緊急初動対策班各班の指揮命令権者について、事務所等再編に伴う役職者の減少を反映し、指揮命令権者になれる職員を拡大
210	第 3 節 相互協力計画	・関西広域連合の「関西防災・減災プラン」に基づく応援、受援体制について追加
212		・市町から求められた災害応急対策について県の応諾義務を追加 市町村の相互応援協力（災対法または協定によるもの）を追加
242	第 6 節 救急救助および医療救護計画	応援協定に基づく、旅館・ホテル等の浴場の開放を追加
243		行方不明者の捜索、検視場所の設定等について追加、整理
245		関連する応援協定を追加
247	第 7 節 情報連絡計画	・応援協定に基づく、アマチュア無線連盟からの要員派遣や通信連絡の実施を追加
250		・応援協定に基づく、民間放送局各社に対する知事の放送要請について追加
251		被害甚大な市町に対し、被害状況の収集等のため県から連絡員を派遣することを追加
253		市町へ派遣された連絡員の役割を追加 しらがなどのインターネット等による広報を追加
257	第 8 節 通信および放送施設応急対策計画	ケーブルテレビ局およびコミュニティ FM 局等の各放送事業者について、地震発生時の放送の継続等を応急対策計画として追加
260	第 9 節 警備計画	WAN 等を利用した住民等への情報伝達、要援護者住民の避難誘導、検視活動、遺族へのグリーフケア、治安の確保等を追加
263	第 10 節 交通規制計画	県警察大震災警備計画に則り、計画を修正
265	第 11 節 輸送計画	・物資輸送に係る輸送拠点と人員輸送に係る輸送拠点を分離
266		・人員輸送において必要に応じ、道の駅等の活用を追加
267		・物流関係団体を中核として輸送調整所を災対本部の一部として設置することを追加
269		災害派遣等従事車両証明書の取扱いについて追加
		・輸送手段の確保について、物資と人員を分離、各手段の確保について記述を追加、整理
		・福祉車両による輸送を追加
		地震発生後 24 時間程度までの緊急輸送対象について、被災者に対する救援物資の輸送を追加

県地域防災計画（震災対策編）修正要旨

270	第 11 節 輸送計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急輸送実施計画を追加</li> <li>・応援物資の輸送について、輸送調整所や物資輸送拠点の開設、被災地に確実に物資を送り込むためのプッシュ型輸送の実施等について追加</li> <li>・物資輸送のフロー、輸送調整所のイメージを追加</li> </ul>
273		県緊急輸送道路ネットワーク計画図を差し替え
275	第 12 節 鉄道施設応急対策計画	東海旅客鉄道(株)の東海道新幹線に係る地震発生時の対応等を修正
283	第 13 節 道路施設応急対策計画	交通安全施設対策計画について、主体に各道路管理者を追加
287	第 14 節 避難計画	在宅の災害時要援護者の避難について、避難支援プラン個別計画に基づく対応の明記、行政の保有する災害時要援護者名簿（母集団リスト）の活用を追加
288		<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要援護者の避難にあたり、福祉避難所への移送、福祉避難所での生活が困難な者について緊急入所等の追加</li> <li>・社会福祉施設等の被災状況等の把握について、洪水避難計画作成支援マニュアルにある「災害時要援護者の避難支援対策マニュアル」を参考に対応することを明記</li> <li>・災害時要援護者の避難にあたり、入所者の相互受入、在宅要援護者の受入について追加（市町域を超える広域避難を含む）</li> </ul>
289		福祉避難所や福祉避難室の設置、旅館・ホテル等の借り上げによる多様な避難所の確保を追加
290		<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所運営管理者は、女性への配慮等に努めることを追加</li> <li>・広域一時滞在（広域避難）の実施方針等を追加</li> <li>・県外避難者の受け入れ、避難者への支援（全国避難者情報システムの活用、地域コミュニティ形成等）、自主避難者への対応について追加</li> </ul>
294	第 15 節 飲料水・食料・生活必需品・燃料等の供給計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アレルギー疾患者に適した食品の調達供与を明記</li> <li>・食糧供給の実施について、被災地からの要請に基づくプル型を原則としつつ、プッシュ型による供給実施への対応を追加</li> </ul>
295		地震発生後の食料、生活必需品等の供給計画に、輸送調整所の開設、物流関係団体への協力要請等を追加
297		燃料供給計画（連絡体制の確保や対象車両の選定、優先供給の実施等）を追加
305	第 17 節 住宅対策計画	公営住宅の提供や賃貸住宅等の借り上げによる応急仮設住宅の設置について追加
312	第 18 節 電力・ガス施設応急対策計画	避難所等への LP ガス支援業務を追加
317	第 19 節 上水道施設および下水道施設応急対策計画	下水道業務継続計画の策定に伴い、記述を整理（活動等の内容については各要綱、計画での記載とする）
322	第 20 節 危険物施設等応急対策計画	県警察による交通規制、救出救助、住民の避難誘導の実施等を追加
328	第 22 節 河川管理施設等応急対策計画	ダム施設応急対策計画について、現在の点検規準に合わせ修正
334	第 25 節 ボランティア対策計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県災害ボランティアセンターの常設化に伴い、業務内容や体制を修正</li> <li>・ボランティアセンター設置運営マニュアル等の基本資料を明記</li> </ul>

県地域防災計画（震災対策編）修正要旨

335	第 25 節 ボランティア対策計画	・市町災害ボランティアセンターの活動について追加 ・ボランティアのニーズキャッチやレスパイトケア（一時的に現地を離れて休息を取る）の実施等、ボランティアの受け入れや派遣にあたっての基本事項を追加、修正
339	第 27 節 帰宅困難者対策計画	帰宅困難者対策の節を新設。帰宅困難者の発生に対し、一時滞在施設の確保や企業・学校等において一斉帰宅の抑制に努める等、帰宅困難者対策の実施について記載
340	第 28 節 災害時要援護者対策計画	各節における要援護者対策に係る事項を整理し記載

第 4 編 災害復旧計画

頁	項目	修正要旨
359	第 9 節 治安の確保および交通対策	・復旧期以降における治安の確保、交通対策について追加 ・復旧・復興に関する全ての事務作業等について暴力団排除を明記

全体

頁	項目	修正要旨
全体		環境・総合事務所が県の組織改正で廃止されたことから、業務により土木事務所もしくは地方合同庁舎に置き換え
全体		警察、県警察、所轄警察署等の表現を「県警察」に統一

頁	項目	修正要旨
2,5	第1章 総則 第4節 本県の地勢等の状況 第7節 本県の地勢等の状況 第4 事故対策現地本部および事故対策地方本部	数値の時点修正。 県組織体制の変更に伴う修正。
6,8,12,13,14,15	第2章 湖上災害対策計画 < 本県の現状 > 第2節 災害応急対策 第1 発災直後の情報の収集・連絡 第3 救助・救援活動 第5 医療救護活動 第6 住民等の避難 (1) 避難の勧告・指示と避難誘導 (2) 避難所の設置と運営	数値の時点修正。 湖上災害発生時の情報連絡系統図の修正。 県組織体制の変更に伴う修正。 災害派遣医療チーム(DMAT)へ名称修正。 緊急医療班から災害派遣医療チーム(DMAT)へ名称等修正。 医療救護班の編成、派遣に関する措置の修正。 (1) 避難の勧告・指示と避難誘導に関する措置の追加・修正。 (2) 避難所の設置と運営に関する措置の追加・修正。
19,23,24,25,26	第3章 航空機災害対策計画 第2節 災害応急対策 第1 発災直後の情報の収集・連絡 第3 救助・救急活動 第5 医療救護活動 第6 住民等の避難 (1) 避難の勧告・指示と避難誘導 (2) 避難所の設置と運営	航空機災害発生時の情報連絡系統図の修正。 県組織体制の変更に伴う修正。 災害派遣医療チーム(DMAT)へ名称修正。 緊急医療班から災害派遣医療チーム(DMAT)へ名称等修正。 医療救護班の編成、派遣に関する措置の修正。 (1) 避難の勧告・指示と避難誘導に関する措置の追加・修正。 (2) 避難所の設置と運営に関する措置の追加・修正。

## 地域防災計画（事故災害対策編）修正要旨

頁	項目	修正要旨
28,30,31,34,35,36,37	第4章 鉄道災害対策計画 < 本県の現状 > 第2節 災害応急対策  第1 発災直後の情報の収集・連絡  第3 救助・救急活動  第5 医療救護活動  第6 住民等の避難  (1) 避難の勧告・指示と避難誘導 (2) 避難所の設置と運営	数値の時点修正。  鉄道事故発生時の情報連絡系統図の修正。 県組織体制の変更に伴う修正。 鉄道事業者の連絡先修正。  災害派遣医療チーム(DMAT)へ名称修正。  緊急医療班から災害派遣医療チーム(DMAT)へ名称等修正。 医療救護班の編成、派遣に関する措置の修正。  (1) 避難の勧告・指示と避難誘導に関する措置の追加・修正。 (2) 避難所の設置と運営に関する措置の追加・修正。
39,41,42,45,46,47,48,49	第5章 道路災害対策計画 < 本県の現状 > 第2節 災害応急対策  第1 発災直後の情報の収集・連絡  第4 救助・救急活動  第6 医療救護活動  第7 住民等の避難  (1) 避難の勧告・指示と避難誘導 (2) 避難所の設置と運営	数値の時点修正。  道路災害発生時の情報連絡系統図の修正と、連絡先の追加・修正。 県組織体制の変更に伴う修正。  災害派遣医療チーム(DMAT)へ名称修正。  緊急医療班から災害派遣医療チーム(DMAT)へ名称等修正。 医療救護班の編成、派遣に関する措置の修正。  (1) 避難の勧告・指示と避難誘導に関する措置の追加・修正。 (2) 避難所の設置と運営に関する措置の追加・修正。
50,54,55,58,60,61,62	第6章 危険物等災害対策計画 < 本県の現状 > 第2節 災害応急対策  第1 発災直後の情報の収集・連絡  第4 救助・救急活動  第6 医療救護活動  第7 住民等の避難  (1) 避難の勧告・指示と避難誘導 (2) 避難所の設置と運営	数値の時点修正。  危険物事故災害発生時の情報連絡系統図、高圧ガス事故災害発生時の情報連絡系統図、火薬類事故災害発生時の情報連絡系統図の修正と、連絡先の追加・修正。 県組織体制の変更に伴う修正。 災害派遣医療チーム(DMAT)へ名称修正。 緊急医療班から災害派遣医療チーム(DMAT)へ名称等修正。 医療救護班の編成、派遣に関する措置の修正。  (1) 避難の勧告・指示と避難誘導に関する措置の追加・修正。 (2) 避難所の設置と運営に関する措置の追加・修正。

## 地域防災計画（事故災害対策編）修正要旨

頁	項目	修正要旨
64,66,69,71,72,73	<p>第7章 毒物劇物災害対策計画            &lt; 本県の現状 &gt;            第2節 災害応急対策</p> <p>第1 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>第4 救助・救急活動</p> <p>第6 医療救護活動</p> <p>第7 住民等の避難</p> <p>(1) 避難の勧告・指示と避難誘導            (2) 避難所の設置と運営</p>	<p>数値の時点修正。</p> <p>毒物劇物災害発生時の情報連絡系統図の修正。            県組織体制の変更に伴う修正。</p> <p>災害派遣医療チーム (DMAT) へ名称修正。            緊急医療班から災害派遣医療チーム (DMAT) へ名称等修正。            医療救護班の編成、派遣に関する措置の修正。</p> <p>(1) 避難の勧告・指示と避難誘導            に関する措置の追加・修正。            (2) 避難所の設置と運営            に関する措置の追加・修正。</p>
78,81,82,83,84,85	<p>第8章 大規模な火事災害対策計画            第2節 災害応急対策</p> <p>第1 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>第3 救助・救急活動</p> <p>第5 医療救護活動</p> <p>第6 住民等の避難</p> <p>(1) 避難の勧告・指示と避難誘導            (2) 避難所の設置と運営</p>	<p>大規模火災発生時の情報連絡系統図の修正。            県組織体制の変更に伴う修正。</p> <p>災害派遣医療チーム (DMAT) へ名称修正。            緊急医療班から災害派遣医療チーム (DMAT) へ名称等修正。            医療救護班の編成、派遣に関する措置の修正。</p> <p>(1) 避難の勧告・指示と避難誘導            に関する措置の追加・修正。            (2) 避難所の設置と運営            に関する措置の追加・修正。</p>
86,88,89,92,93,94	<p>第9章 林野火災対策計画            第1節 災害予防対策            第3 防火意識の高揚            第2節 災害応急対策</p> <p>第1 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>第3 救助・救急活動</p> <p>第5 医療救護活動</p> <p>第6 住民等の避難</p> <p>(1) 避難の勧告・指示と避難誘導            (2) 避難所の設置と運営</p>	<p>数値の時点修正。</p> <p>林野火災発生時の情報連絡系統図の修正。            県組織体制の変更に伴う修正。</p> <p>災害派遣医療チーム (DMAT) へ名称修正。            緊急医療班から災害派遣医療チーム (DMAT) へ名称等修正。            医療救護班の編成、派遣に関する措置の修正。</p> <p>(1) 避難の勧告・指示と避難誘導            に関する措置の追加・修正。            (2) 避難所の設置と運営            に関する措置の追加・修正。</p>

## 基本的考え方

・滋賀県では、平成23年度より国に先行して地域防災計画(原子力災害対策編)の見直し策定を進めてきたが、今般、原子力災害対策指針等の改定が行われたことを受け、地域防災計画をさらに見直し修正する。

## 修正のポイント

### 1 防護措置基準の設定

見直し後の防護措置基準を県地域防災計画に反映 (EAL・OIL導入)  
 (OIL1) 初期値  $500 \mu\text{Sv/h}$ が測定された時点で、「迅速な避難等」  
 (OIL2) 初期値  $20 \mu\text{Sv/h}$ が測定された時点で、「1週間以内に一時移転」ほか

### 2 主な追加項目

- (1) 救助・救急対策計画  
救助・救急活動資機材の整備、陸上、空からの救助・救急対策
- (2) 災害警備対策  
災害警備実施体制の整備(情報収集、治安態勢の確保など)  
災害警備実施(警戒区域等の周知、住民の避難誘導、交通対策など)
- (3) 緊急被ばく医療計画  
滋賀県緊急被ばく医療体制(構成機関)、医療措置  
( 初期・二次等被ばく医療機関としての12の医療機関を指定 )
- (4) 広域避難

## 新たな防護措置基準 OIL (運用上の介入レベル) について

・現行防災計画では、旧防災指針に掲げる「内部被ばく等価線量」、「外部被ばく実効線量」をベースに屋内退避・避難等の指標を設定

・原子力規制委員会において、避難など防護措置の基準を含めたEAL(緊急事態区分)・OIL(運用上の介入レベル)を新たに設定

原子力災害対策指針の防護措置判断基準(案) 抜粋

包括的判断基準 (基準の種類)	基準の概要	初期値
OIL1	迅速な避難等	$500 \mu\text{Sv/h}$
OIL2	1週間程度以内に一時移転	$20 \mu\text{Sv/h}$
飲食物スクリーニング 基準(OIL3)	迅速な飲食物摂取制限	$0.5 \mu\text{Sv/h}$
OIL4	体表面の除染	線: $40,000\text{cpm}^*$

\* 線入射面積が20cm<sup>2</sup>の検出器を利用した場合

## 広域避難対策

### 1. 避難誘導等の防護活動

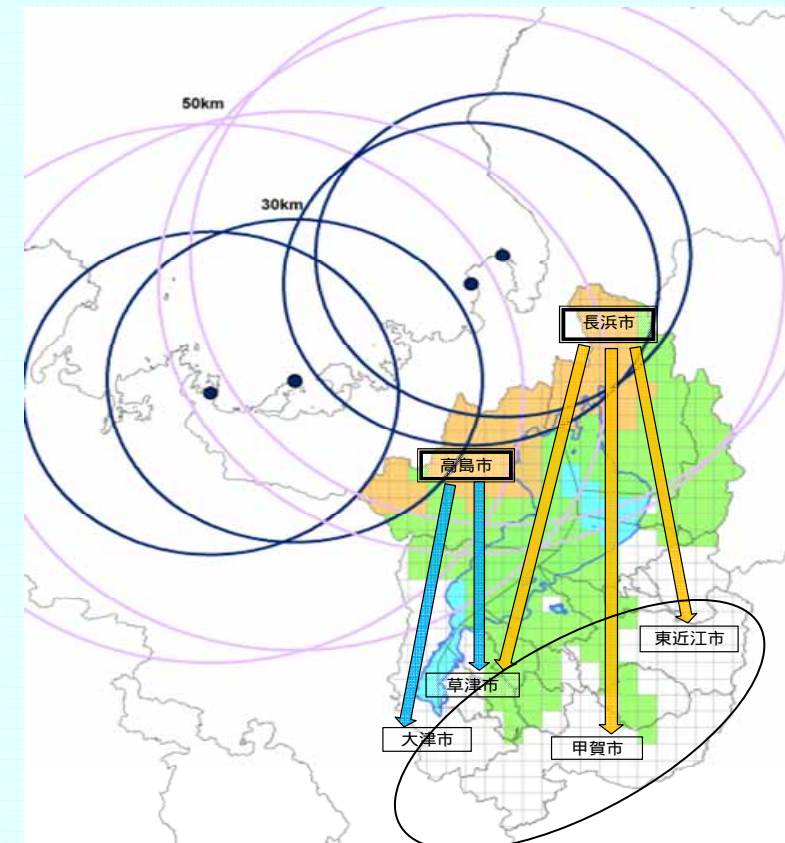
(1) 方針  
(県内への避難先について)

・高島市、長浜市の受入先については、「大津市」、「草津市」、「東近江市」、「甲賀市」を中心に調整を図る。

(県域を越える広域避難について)

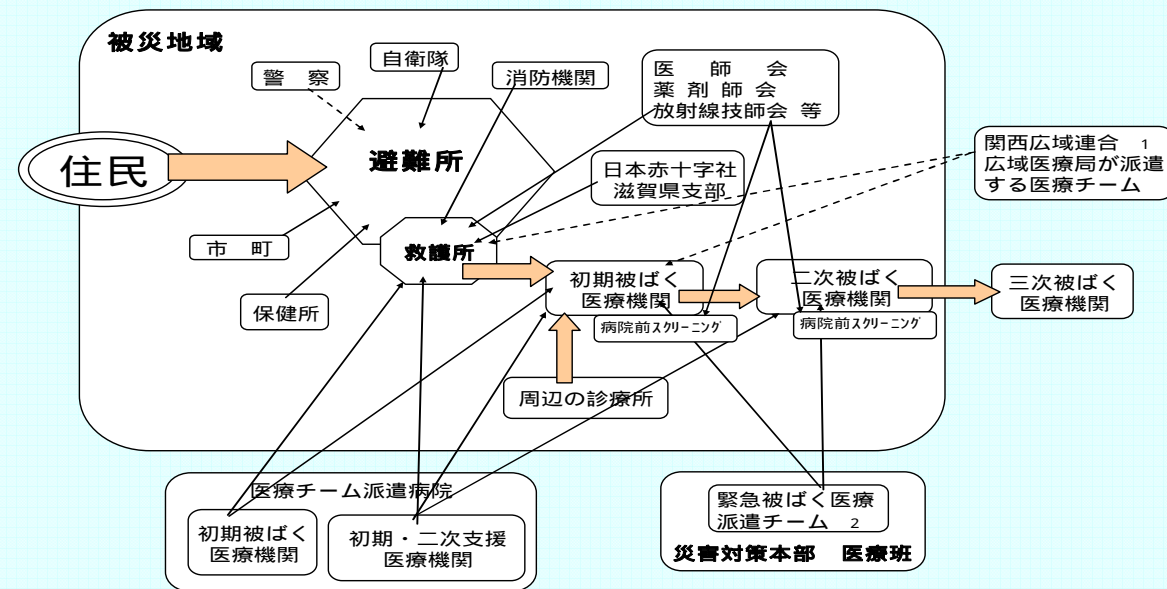
・県外へ避難を有する場合には他府県、関西広域連合へ要請

原子力災害に係る広域避難のイメージ 【参考資料】



4市を中心に調整し、状況に応じて他の市町にも協力を求める。

## 緊急被ばく医療体制



1: 今後、関西広域連合で検討  
2: 国の派遣する緊急被ばく医療チーム

# 「滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）」の修正案について

平成 25 年 3 月

## 1 基本的な考え方

滋賀県では、平成 23 年度より国に先行して地域防災計画（原子力災害対策編）を見直ししてきたが、今般、国の「原子力災害対策指針」が策定・改定されたことを受け、地域防災計画を改定する。

なお、今後の原子力災害対策指針等の改定を踏まえて、本県の地域防災計画（原子力災害対策編）の改定を検討する。

### 【指針の今後の検討課題】

緊急時モニタリング等のあり方

緊急被ばく医療のあり方（安定ヨウ素剤の服用など取り扱いを含む）

PPA（プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域）の範囲、必要とされる防護措置実施の判断基準 など

## 2 改定の主なポイント

### 1 防護措置基準の設定

見直し後の防護措置基準を県地域防災計画に反映（EAL・OIL導入）

《OIL 1》 初期値 500  $\mu\text{Sv/h}$ が測定された時点で、「迅速な避難等」

《OIL 2》 初期値 20  $\mu\text{Sv/h}$ が測定された時点で、「1週間以内に一時移転」

### 2 主な追加項目

#### （1）救助・救急対策計画

救助・救急活動資機材の整備、陸上、空からの救助・救急対策

#### （2）災害警備対策

災害警備実施体制の整備（情報収集、治安態勢の確保など）

災害警備実施（警戒区域等の周知、住民の避難誘導、交通対策など）

#### （3）緊急被ばく医療計画

滋賀県緊急被ばく医療体制（構成機関）、医療措置

（ 初期・二次等の「被ばく医療機関」を今般指定）12医療機関

#### （4）広域避難

資料右欄に掲げる広域避難対策 イメージ図のとおり（4市で受入れ）  
避難誘導等の防護活動として、県内における広域避難方針を盛り込んだ



以下の内容を今回の修正で盛り込んだ。

### (1)災害事前対策

広域避難計画の策定、関係周辺市の避難計画策定支援、他府県等との広域的な応援協力体制の拡充・強化  
事態が長期化した場合にも対応可能な体制等の整備  
重大事故や複合災害を想定した実践的な訓練の実施  
対策拠点施設と県、関係周辺市間における情報通信ネットワークの強化  
災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備  
災害警備実施体制の整備  
救助・救急、医療および防護資機材・活動体制の整備等

### (2)緊急事態応急対策

「緊急時防護措置準備区域」(UPZ)における防護活動・避難対策  
(「OILと防護措置基準」、「緊急事態区分とEAL」を盛り込む)  
避難場所等における災害時要援護者等に配慮した対応の実施  
ボランティア・義援金品の受入れ  
避難指示区域の庁舎の退避、業務継続計画による重要業務の継続  
救助・救急対策、緊急時被ばく医療計画、災害警備の実施  
活動体制として発電所立地市町において「震度5」事象を配備基準に追加

### (3)原子力災害中長期対策

緊急事態解除宣言後においても国の現地対策本部等と連携した事後対策、被災者の生活支援の実施  
国、市町、原子力事業者、関係機関と連携して環境汚染への対処

#### 【今後の検討事項(予定)案】

緊急時モニタリング等のあり方

(…「原子力災害対策指針」の改定動向を注視)

原子力災害事前対策として、「PPA(プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域)」の必要とされる防護措置実施の判断基準

(…「原子力災害対策指針」の改定動向を注視)

県域を越える場合の避難を想定した広域避難計画の検討

・福井県内の原子力発電所の防災対策を協議する、「広域的な地域防災に関する協議会」の場やワーキンググループでの検討・協議

(事務局：原子力規制庁。構成府県：福井県、京都府、岐阜県、滋賀県)

・「関西広域連合」との協議

緊急被ばく医療のあり方(安定ヨウ素剤の服用など取り扱いを含む)

(…「原子力災害対策指針」の改定動向を注視)

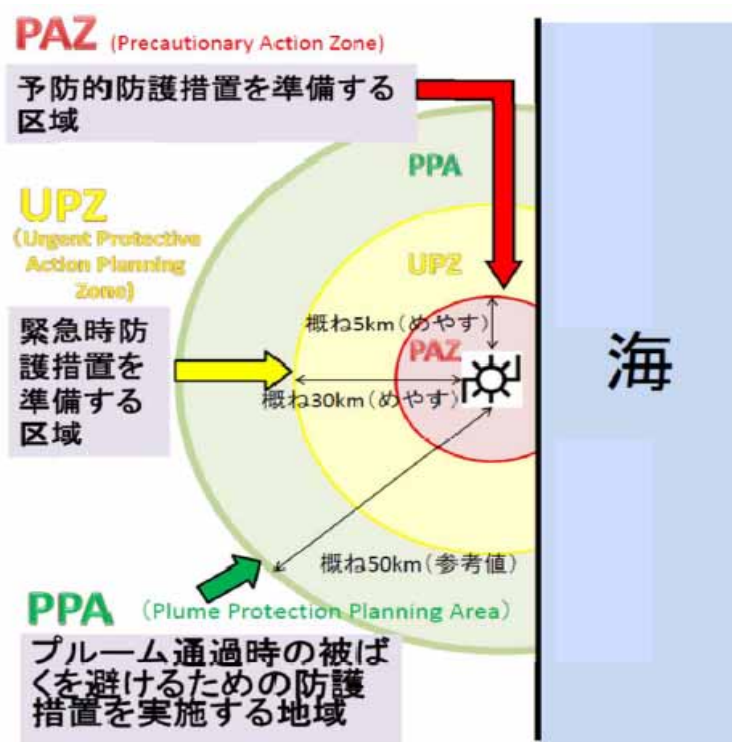
## 用語集

用語	説明
<b>あ</b>	
安全規制担当省庁	安全規制を担当する省庁を安全規制担当省庁という。原子力施設に係わる安全規制担当省庁は施設の種類ごとに次のようになっている。実用発電炉と核燃料施設のうち製錬、加工、再処理、廃棄施設及び研究開発段階炉のうち発電に関するものは、経済産業省が担当する。試験研究炉、研究開発段階炉のうち発電に関するものを除く核原料・核燃料使用施設に係わるものは文部科学省が担当する。実用船用原子炉については、国土交通省が担当する。なお、核燃料物質の工場または事業所の外における輸送の安全規制については、文部科学省、経済産業省、国土交通省及び都道府県公安委員会により実施されている。
安定ヨウ素剤	放射性ではないヨウ素をヨウ化カリウムの形で製剤したもの。ヨウ素は、甲状腺ホルモンの構成成分として必須の微量元素である。甲状腺にはヨウ素を取込み蓄積し、それをを用いてホルモンを合成するという機能があるため、原子力発電所などの事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に濃集し、甲状腺組織内で一定期間放射線を放出し続ける。その結果甲状腺障害が起こり、比較的低い線量域では甲状腺がんを、高線量では甲状腺機能低下症を引起す。これらの障害を防ぐために、放射性ヨウ素を取込む前に甲状腺をヨウ素で飽和しておくのが安定ヨウ素剤服用の目的である。安定ヨウ素剤の効果は投与時期に大きく依存し、放射性ヨウ素吸入直前の投与が最も効果が大きい。また、安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素の摂取による内部被ばくの低減に関してのみ効果を有する。
E A L (緊急時対応レベル: Emergency Action Level)	緊急時対応レベルのこと。緊急事態の深刻さを検知し、緊急事態区分を定めるために用いられる特有の事前に定められた観測可能な基準と施設の状態。
O I L (運用上の介入レベ ル:Operational Intervention Level)	防護措置導入の判断に用いられる測定器による測定値、分析結果や計算より求めたレベル。一般的基準は、線量で表現されていることから、迅速な判断を必要とする状況においては、必ずしも有用とは限らない。このため、緊急時における意思決定を行うための指標としては、計測可能な判断基準を策定することが必要である。OILは、このような考え方から設定されるもの。初期段階以降では、環境放射線モニタリング等の結果を踏まえ、OILに基づき屋内退避、避難、安定ヨウ素剤の予防服用等の措置を行う。
屋内退避	原子力災害発生時に、一般公衆が放射線被ばくおよび放射性物質の吸入を低減するため家屋内に退避することをいう。屋内退避は、通常的生活行動に近いこと、その後の対応指示も含めて広報連絡が容易であるなどの利点があると同時に、建家の有する遮へい効果及び気密性などを考慮すれば防護対策上有効な方法である。特に予測線量が大きくない場合には、住民の動揺、混乱などをもたらすおそれの高い避難措置よりも優先して考えるべきものである。
屋内退避及び避難等 に関する指標	原子力災害発生時の防護対策である屋内退避及び避難のための予測線量をいう。「屋内退避及び避難等に関する指標」が原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について」(防災指針)に示されている。これらの値は、急性の放射線障害を起こさないことを基本とし、

	<p>対策実施による被ばく低減効果と日常生活にもたらす不利益などを考慮して決められたものである。数値に幅を持たせているのは、対策の実施に柔軟性を持たせていることと、対策をとる地域内で場所により予測線量が異なることなどによるものである。</p>
<p>オフサイトセンター (緊急事態応急対策拠点施設)</p>	<p>原子力災害発生時に避難住民等に対する支援など様々な応急対応の実施や支援に関する国、地方自治体、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構などの関係機関及び専門家など様々な関係者が、一堂に会して情報を共有し、指揮の調整を図る拠点となる施設である。</p> <p>事故が起こった場合には、オフサイトセンター内に設置される幾つかのグループが、施設の状況、モニタリング情報、医療関係情報、住民の避難・屋内退避状況などを把握し、必要な情報を集め共有する。オフサイトセンターでは、国の原子力災害現地対策本部長が主導的に必要な調整を行い、各グループがとるべき緊急事態応急対策を検討するとともに、周辺住民や報道関係者などに整理された情報を適切に提供する。オフサイトセンターは、現在全国で22カ所(経済産業省20カ所、文部科学省6カ所。うち、4カ所は共管施設)が指定されている。</p>
<p><b>か</b></p>	
<p>外部被ばく</p>	<p>人体が放射線を受けることを放射線被ばくといい、放射線を体の外から受けることを外部被ばくという。</p> <p>外部被ばくの例として、レントゲン撮影のときX線を受けることがあげられる。また、地球上の生物は宇宙線や、大地からの放射線により日常的に外部被ばくをしている。原子力施設からの外部被ばくに係る主な放射線は、ベータ線、ガンマ線及び中性子線である。</p>
<p>過酷事故</p>	<p>設計基準事象を大幅に超える事象であって、安全設計の評価上想定された手段では適切な炉心の冷却または反応度の制御ができない状態であり、その結果、炉心の重大な損傷に至る事象をいう。</p>
<p>環境放射線モニタリング</p>	<p>原子力施設周辺の環境において、放射線や土壌、食物、水などに含まれている放射性物質を測定評価すること。</p>
<p>空間線量率 (空気吸収線量率)</p>	<p>目標とする空間の単位時間当たりの放射線量を空間線量率という。放射線の量を物質が放射線から受けたエネルギー量で測定する場合、線量率の単位はGy/h(グレイ/時)で表す。空気吸収線量率ともいい、表示単位は一般的にnGy/h(ナノグレイ/時)及びμSv/h(マイクロシーベルト/時)である。</p>
<p>グレイ(Gy)</p>	<p>グレイは、放射線のある物質に当てた場合、その物質が吸収した放射線のエネルギー量を表す単位で、吸収線量と呼ばれる。1グレイは、放射線を受けた物体1キログラムあたり1ジュールのエネルギーを吸収したことに相当する。この単位は放射線や物質の種類によらず適用されるもので、放射線が物質(人体を含む)に与える影響を評価するときの基本的な物差しになる。</p>
<p>原子力災害合同対策協議会</p>	<p>大量の放射性物質が異常に放出されるような緊急事態が発生した場合には、国、都道府県、市町村、原子力事業者及び原子力防災専門官などは、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、共有化することにより、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、緊急事態応急対策拠点施設(オフサイトセンター)に「原子力災害合同対策協議会」を組織する。原子力災害合同対策協議会は、原子力災害現地対策本部、都道府県災害対策本部、市町村災害対策本部並びに指定公共機関及び事業者などで構成する。</p>
<p>原子力災害対策特別措置法</p>	<p>1999年9月30日に起きたJCO臨界事故の教訓などから、原子力災害対策の抜本的強化をはかるために1999年12月17日に制定され、2000年6月16日に施行された法律である。この法律では、臨界事故の教訓</p>

	<p>を踏まえ、以下のことの明確化をはかるとしている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 迅速な初期動作の確保</li> <li>2. 国と地方公共団体の有機的な連携の確保</li> <li>3. 国の緊急時対応体制の強化</li> <li>4. 原子力事業者の責務</li> </ol> <p>また、原子力災害の特殊性に配慮し、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務、内閣総理大臣の原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置並びに緊急事態応急対策の実施その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定めることにより、原子炉等規制法、災害対策基本法などの足りない部分を補い、原子力災害に対する対策の強化をはかる。また、これにより原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護する。</p>
原子力防災管理者	<p>原子力防災管理者は、当該原子力事業所の原子力防災業務を統括・管理する最高責任者である。原子力災害対策特別措置法第9条では、原子力事業者は、事業所ごとに原子力防災管理者を選任するよう義務づけている。原子力防災管理者は、特定事象の発生を覚知した場合、直ちに主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事に、その旨を通報しなければならない。また、事業所外運搬の場合は、主務大臣、発生場所を管轄する知事及び市町村長に通報しなければならない。また、原子力防災管理者は、当該原子力事業所の原子力防災組織を統括・管理し、原子力防災要員の呼集、応急措置の実施、放射線防護器具・非常用通信その他の資機材の配置と保守点検、原子力防災訓練、原子力防災要員に対する防災教育などの職務がある。</p>
原子力防災専門官	<p>原子力防災専門官は原子力災害対策特別措置法第30条の規定により、国の緊急時防災体制の中核的存在として、文部科学省又は経済産業省の職員として、文部科学省又は経済産業省が指定した原子力事業所の所在する緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）に常駐し、原子力事業所に係わる業務を担当する。平常時業務においては、原子力事業者の防災業務計画の策定及び原子力防災組織の設置その他原子力事業者が実施する原子力災害予防対策に関する指導・助言、オフサイトセンターに設置する放射線測定設備及び予測機器などの保守管理、原子力防災訓練の企画調整と実施、原子力防災についての地元への理解促進活動などを行う。緊急事態発生時には、情報収集と国との連絡、要員招集の判断などが主な任務となる。特に初動時において、事業所の原子力防災管理者からの通報を受けて、速やかに防災体制を整えるという非常に重要な役目を担っている</p>
コンクリート屋内退避	<p>原子力施設等で災害が発生した場合、周辺住民にコンクリート建家内に退避してもらうこと。コンクリート建物は、木造家屋よりも放射線の遮へい効果が大きく、一般的に気密性も高いので、内部被ばく、外部被ばくの防護効果が高いと考えられている。このため屋内退避では被ばくの低減があまり期待できないと判断された場合は、指定されたコンクリート建家への退避が行われる。</p>
さ	
災害対策基本法	<p>1961年（昭和36年）に制定された法律で、伊勢湾台風の災害を教訓として防災関係法令の一元化を図るために作られた。法制定の目的は、国土と国民の生命、財産を災害から守ることで、そのため国、地方公共団体及びその他の公共機関によって必要な体制を整備し、責任の所在を明らかにするとともに防災計画の策定、災害予防、災害応急対策、災害復旧などの措置などを定めることを求めている。災害は暴</p>

	風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象、または大規模な火災、爆発及びこれらに類する政令で定める原因による被害とされている。この政令で定める原因の一つとして「放射性物質の大量の放出」があげられている。
シーベルト (Sv)	人体が放射線を受けた時、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位である。放射線の種類やそのエネルギーによる影響の違いを放射線荷重係数として勘案した、臓器や組織についての「等価線量」、さらに人体の臓器や組織による放射線感受性の違いを組織荷重係数として勘案した、全身についての「実効線量」がある。
実効線量	放射線による身体への影響、すなわちがんや遺伝的影響の起こりやすさは組織・臓器ごとに異なる。組織ごとの影響の起こりやすさを考慮して、全身が均等に被ばくした場合と同一尺度で被ばくの影響を表す量を実効線量という。実効線量を表す方法として、ある組織・臓器の等価線量に、臓器ごとの影響に対する放射線感受性の程度を考慮した組織荷重係数をかけて、各組織・臓器について足し合わせた量が用いられる。 実効線量 (Sv) = (等価線量 (Sv) × 組織荷重係数)
重大事故	原子力発電所の立地条件の適否を判断するための「原子炉立地審査指針」において、敷地周辺の事象、原子炉の特性、安全防護設備等を考慮し、技術的見地から見て、最悪の場合には起こるかもしれないと考えられる事故を重大事故と定義し、この重大事故の発生を仮定しても、周辺住民に放射線障害を与えないように設計することを定めている。
SPEEDIネットワークシステム (緊急時迅速放射能影響予測: System for Prediction of Environmental Emergency Dose Information)	SPEEDI は、原子力施設から大量の放射性物質が放出されたり、あるいはそのおそれがあるという緊急時に、周辺環境における放射性物質の大気中濃度及び周辺住民の被ばく線量などを、放出源情報、気象条件及び地形データをもとに迅速に予測するシステムである。文部科学省、原子力安全委員会、経済産業省、緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）、地方公共団体及び日本気象協会と原子力安全技術センターに設置された中央情報処理計算機を中心に専用回線により接続している。国、地方自治体は SPEEDI ネットワークシステムが予測した情報により、周辺住民のための防護対策の検討を迅速に行うことができる。
線量	吸収線量、実効線量などの総称。
<b>た</b>	
等価線量	等価線量は、人の組織や臓器に対する放射線影響が放射線の種類やエネルギーによって異なるため、組織や臓器の受ける放射線量を補正したものである。単位は、シーベルト (Sv) である。等価線量は、次式のように吸収線量に人体への影響の程度を補正する係数である放射線荷重係数を乗じて得られる。 等価線量 (Sv) = 吸収線量 (Gy) × 放射線荷重係数
特定事象	特定事象とは、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に規定する次の基準または施設の異常事象のことをいう。 ・原子力事業所の境界付近の放射線測定設備により 5 μSv/h 以上の場合 ・排気筒など通常放出場所で、拡散などを考慮した 5 μSv/h 相当の放射性物質を検出した場合 ・管理区域以外の場所で、50 μSv/h の放射線量が 5 μSv/h 相当の放射性物質を検出した場合 ・輸送容器から 1 m 離れた地点で 100 μSv/h を検出した場合 ・臨界事故の発生またはそのおそれがある状態

	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失が発生すること、等</li> </ul>
な	
内部被ばく	<p>人体が放射線を受けることを放射線被ばくといい、身体内に取込んだ放射性物質に起因する特定臓器・組織の被ばくを内部被ばくという。放射性物質を体内に取込む経路には、放射性物質を含む空気、水、食物などの吸入摂取、経口摂取、経皮摂取がある。</p>
は	
<p>PAZ( 予防的防護措置を準備する区域: Precautionary Action Zone)</p>	<p>重篤な確定的影響のリスクを低減するため緊急防護措置を取るための準備を行っておくべき施設周辺の地域。この地域の防護措置は施設の状況の判断の下に放射性物質の放出前に、あるいは放出直後に実施されることとなる。IAEA の国際基準において、PAZ は3~5 km(5 kmが推奨)としていることを踏まえ、この区域の範囲のめやすを「概ね5 km」とする。</p>  <p>原子力安全委員会原子力施設等防災専門部会 防災指針検討ワーキンググループ(第7回会合)防WG第7-3-2号 原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方(案)より抜粋</p>
被ばく経路	<p>原子力施設から放出される放射性物質が直接または間接的に人の放射線被ばくをもたらす経路を被ばく経路という。大気中に放出された放射性物質からのガンマ線またはベータ線により外部被ばくをもたらす、また、放射性物質を含む空気の吸入、汚染した農作物などの摂取により内部被ばくをもたらす。大気中に放出された放射性物質から人への被ばく経路のうち、緊急時の早期の段階での主要な被ばく経路は、放射性プルームからの直達放射線と呼吸による放射性物質の体内への取込みである。また、放射性物質が牧草や葉菜に沈着し、その牧草を食べた乳牛の牛乳を飲んだり、汚染した葉菜を採取して人間が被ばくする。</p>

<p>P P A ( プルーフ通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域:Plume Protection Planning Area )</p>	<p>プルーフ通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域。東京電力福島第一原子力発電所の事故においては、放射性物質を含んだプルーフ(気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団)が広範囲に拡散した。UPZ の外においても、事故発生時の初期段階では放出された放射性核種のうちプルーフ通過時の放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばくの影響が想定される。プルーフによる甲状腺被ばくの影響は、屋内に退避することにより相当程度低減することから、この場合の防護措置は、自宅内への屋内退避が中心になると考えられる。また、必要に応じて安定ヨウ素剤の服用も考慮する必要がある。 PAZの図を参照のこと。</p>
<p>ベクレル (Bq)</p>	<p>放射能の能力を表す単位のこと。1ベクレルは、1秒間に1個の原子核が壊れ、放射線を放出している放射性物質の放射能の強さ。</p>
<p>放射性物質</p>	<p>放射線を出す性質(能力)を放射能といい、放射能をもっている原子(放射線核種という)を含む物質を一般的に放射性物質という。</p>
<p>放射性プルーフ</p>	<p>気体状の放射性物質が大気とともに雲のように流れる状態を放射性プルーフという。</p>
<p>放射線</p>	<p>ウランなど、原子核が不安定で壊れやすい元素から放出される高速の粒子(アルファ粒子、ベータ粒子など)や高いエネルギーを持った電磁波(ガンマ線)、加速器などで加工器などで人工的に作り出されたX線、電子線、中性子線、陽子線、重粒子線などのこと。</p>
<p>放射能</p>	<p>原子核が別の原子核に壊れて変化し、アルファ線、ベータ線あるいはガンマ線などの放射線を出す性質を放射能という。放射能をもっている物質を放射性物質といい、その量をベクレル(Bq)で表す。</p>
<p>や</p>	
<p>U P Z ( 緊急時防護措置を準備する区域:Urgent Protective action Planning Zone )</p>	<p>緊急防護措置を取るための準備を行っておくべき施設周辺の地域。この地域の防護措置は環境放射線モニタリングや、適切な場合には、施設の状態に基づいて実施されることとなる。国際基準に従って、確率的影響を実行可能な限り回避するため、環境放射線モニタリング等の結果を踏まえ運用上の介入レベル(OIL)等に基づき避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域を設ける。OIL に基づく判断を行うため、環境放射線モニタリングを行う体制を整備するとともに、緊急防護措置を迅速かつ実効的に実施できる準備を確立しなければならない。この際、当該地域における人口分布や社会環境条件(道路網等)を勘案し、必要に応じて段階的な避難を実施できるよう計画を策定することが重要。IAEA の国際基準においてUPZ は5~30 kmとしていることを踏まえ、この区域の範囲のめやすを「概ね30 km」とする。</p>
<p>予測線量</p>	<p>予測線量とは、放射性物質または放射線の放出量予測、気象情報予測などをもとに、何の防護対策も講じない場合に、その地点に留まっている住民が受けると予測される線量の推定値のことである。個々の住民が受ける実際の線量とは異なるものである。予測線量は、状況の推移とともに変更されることを考慮する必要がある。緊急時における予測線量の推定を行うに当たっては、予測線量分布図などを有効に利用しつつ、空間放射線量率の実測結果と併せて総合的に判断することが望ましい。</p>

参考文献

- ・財団法人 原子力安全技術センター 「原子力防災基礎用語集」 2004年
- ・(財)高度情報科学技術研究機構 「原子力百科事典ATOMICA」 <http://www.rist.or.jp/atomica/>
- ・原子力施設等防災対策専門部会 防災指針検討ワーキンググループ 「防護対策の実施に係る判断基準に関する考え方(中間取りまとめに盛り込むべき事項)(案)」 平成24年1月

滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）の改定案にかかる県民からの意見へのご回答

NO.	意見内容	回答
1	<p>（P1 第1章 第1節「計画の目的」）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災の一つのあり方として、危険極まりないものを稼働阻止することが、なによりも危機防災になるものと思います。</li> <li>・今後も継続して、滋賀県は被害地元である立場を明確にすること、核燃料を使用した原発を止めるように要請を続けていただきますようお願いいたします。</li> <li>・これは電力の問題ではありません。猛毒を風上に置いたまま次世代に残す。滋賀の美しい土地、命をどうやって守っていったら良いのでしょうか。</li> </ul>	<p>原子力発電所の稼働にあたっては、プラントの安全性、地域条件、危機管理体制、防災体制といった視点で種々の安全対策を講じていくことが重要であると認識しています。</p>
2	<p>（P1 第1章 第2節 第1「滋賀県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画」）</p> <p>防災関係機関が策定する防災業務計画と抵触することのないように...(略。)</p> <p>「抵触」を削除されたい。</p> <p>発災時の状況は、予想を超えることもあり、関係先と緊密な連携は必要だが、抵触するかどうか判断することで、初動が遅れるのではないかと不安に感じます。</p>	<p>計画を策定するにあたっての、連携の必要性を謳っているものであり、ご意見のような発災時の対応において、迅速な初動対応を図ってまいります。</p>
3	<p>（P1 第1章 第2節「計画の性格」第1 4行目）</p> <p>箇所 防災業務計画と抵触することがないように</p> <p>（P2 第1章 第2節「計画の性格」第4 2行目）</p> <p>箇所 県の地域防災計画に抵触することがないように...</p> <p>《意見》</p> <p>抵触することがないようにしては、例えば54頁の表にあるように500<math>\mu</math>Sv/hまで被ばくしてからしか避難できないことになってしまう。よって、住民等の健康や命にかかわると判断する場合には首長の裁量により独自の判断で避難等を行うことがとても重要なので、命・健康を守るためのやむを得ない場合の例外もあることを定めて欲しい。</p>	<p>この節では、計画の位置づけとして、各機関が作成する防災計画との連携を図る配慮の必要性を記述しているものであり、安全側の判断は抵触することにならないと考えており改定案どおりとします。</p>
4	<p>（P1 第1章 第2節「計画の性格」）</p> <p>記載された性格は、県が国の防災基本計画に従い、かつ市町の地域防災計画を県の計画に従わせ</p>	<p>参考意見とさせていただきます。</p>



	<p>るものですので、原子力発電の推進を計る国が誤った原子力災害対策計画を示した場合には、それに基づいて市町まで誤った計画に従わせることを強制するおそれがあります。<u>県民の生命、身体、および財産を原子力災害から保護することを目的とするならば、県の原子力災害対策は、国の指針を批判的に検討した上で、県独自の原子力安全指針を示すことが大切です。また、より安全な基準を定めようとする市町の地域防災計画を妨げることも避けなければなりません。</u></p> <p>県が本気で「住民等の生命、身体、および財産を原子力災害から保護することを目的とする」のであれば、原子力発電所の存続を前提とした国の方針にそのまま従うのではなく、<u>原発隣地県として原子力事故の発生を未然に防止するために原子力発電所の近い将来の全廃を前提とした計画を示すべきです。</u></p>	
5	<p>(P2 第1章第4節「計画の修正に対し遵守すべき指針」 4行目)</p> <p>箇所 …原子力災害対策指針を遵守するものとする。</p> <p>《意見》</p> <p>・遵守するのが基本だが、「滋賀県の実情、独自性を考慮した修正をする」とかにしてほしい。 それに、大変だとは思いますが、もっと安全を重視したものにしてほしい。</p>	<p>国が専門的・技術的事項等を定めた「原子力災害対策指針」を遵守するのが基本と考えます。</p>
6	<p>(P2 第1章 第4節「計画修正に際し遵守すべき指針」)</p> <p>「遵守」という表現ではなく、「尊重しつつ、県民の安全を最優先するものとする」とし、県の独自の防災対策を盛り込むべき。</p> <p>理由：福島第一原発の事故がまだ収束せず、被害の規模も正確に把握されていない状態で策定された原子力災害対策指針の防護措置基準は国民に無用な被曝を強要している。</p> <p>事故の教訓を生かすことなく、県民の生命にかかわる原子力災害対策を拙速に策定するべきではない。</p>	<p>原子力災害対策指針を遵守しつつ、独自の対策が必要と判断したものについては、今後とも積極的に取り組んでいきます。</p>
7	<p>(P5 第1章 第5節 第2「前提となる事態の想定等」)</p> <p>日中9時から15時までの間で、滋賀県に影響を</p>	

	<p>及ぼす風向を考慮し、比較的風速が低い( ~ 1 m/s ) 日を選定する。</p> <p>放射性物質の拡散は、気象条件や地形によって多様であるので、拡散予測を行う日時を選定にあたっては、風向や風速を限定せず、気象条件が滋賀県や県内特定地域にとって最悪な被害が予測される場合を考慮されるべきである。</p>	<p>参考意見とさせていただきます。</p>
<p>8</p>	<p>( P5 第 1 章 第 5 節 第 2 「前提となる事態の想定等」 )</p> <p>なぜ、キセノンとヨウ素に限定されるのですか。他の核種について、特にプルトニウムについて、想定されることや、危険性を住民に伝えて下さい。</p>	<p>核種の中で飛散しやすく、早期防護措置を考えていくため、甲状腺被ばくの影響として重点に置かれてきた放射性ヨウ素とキセノンを取り上げ、シミュレーションを実施したものです。</p> <p>プルトニウム239については、半減期が2万4千年という長期で、除染にくい特徴を持っています。文部科学省によるプルトニウム238、239 + 240、241の核種分析の結果を見ると、プルトニウム238、239 + 240、241 の沈着量の最高値が検出された箇所における50年間積算実効線量は、セシウム134 やセシウム137 の沈着量の最高値が検出された箇所における50年間積算実効線量と比べて、非常に小さいことが確認されました。</p> <p>(参考1)</p> <p>プルトニウム238、239+240 の沈着量の最高値が検出された箇所における50年間積算実効線量</p> <p>プルトニウム238( 11Bq/m<sup>2</sup> ) : 0.071mSv  プルトニウム239 + 240 ( 19Bq/m<sup>2</sup> ) :  0.16mSv  プルトニウム241( 150Bq/m<sup>2</sup> ) : 0.029mSv</p> <p>セシウム134、137 の沈着量の最高値が検出された箇所における50年間積算実効線量</p> <p>セシウム134( 1.4 × 10<sup>7</sup>Bq/m<sup>2</sup> ) : 71mSv  セシウム 137( 1.5 × 10<sup>7</sup>Bq/m<sup>2</sup> ) : 2.0Sv  ( 2,000mSv )</p>

		<p>なお、琵琶湖への影響については、調査研究を進めているところです。</p>
9	<p>(P5 第1章 第5節 第2「前提となる事故の想定」)</p> <p>・原発密集している若狭の地震による複合事故を考えるべきである。</p>	<p>ご意見のような視点について考えていく必要性を認識しています。</p> <p>なお、災害応急体制の整備として、複合災害に備えた体制の整備についても記述しています。(第2章 第6節 第11)</p>
10	<p>(P5 第1章 第5節 第2「前提となる事態の想定等」)</p> <p>防災対策はその地域で起こりうる最大の被害を想定することが基本です。福島原発事故においては、国も東京電力も宮城県沖地震しか想定しておらず貞観地震を想定していなかったことが大きな要因の一つでした。今後関西で起こりうる原発事故の想定として福島第一原子力発電所の事故を想定していたのでは、それ以上の事故に対応できません。福島第一原子力発電所の事故では関係者の努力と M8 レベルの大きな余震が起こっていないという幸運に恵まれて使用済み燃料プールの火災が起こらなかったのがこの程度で収まっていますが、もしも4号機の使用済み燃料プールが倒壊していたら東日本には人が住めなくなっていました。若狭湾周辺の原子力発電所の直下または直近には多くの活断層の存在が認められていますので、これらが動けば、1) 制御棒の挿入に失敗する、2) 強振動により多数の配管が損傷する、3) 活断層のずれにより格納容器が破損するなどの重大事故も十分に想定できます。そうなれば、圧力容器の水蒸気爆発等も予測されますので、福島第一原子力発電所の事故よりもはるかに大きな事故になるおそれがあります。そのような事故を想定していない地域防災計画は不十分と言わざるをえません。本計画は原発事故想定的前提条件が過小評価となっています。<u>福島第一原子力発電所の事故よりも大きな原子力発電所事故に対応できる地域防災計画でなければ住民の生命、身体、および財産を原子力災害から守ることはできません</u></p>	<p>参考意見とさせていただきます。</p>
11	<p>(P6 第1章 第5節 第3「予測される影響等」)</p> <p>これだけのシミュレーションをしてくださっているのですから、県民全員が県外に避難しなければ</p>	<p>そのような事態にならないよう、国において安全対策のチェックや規制行政をしつ</p>

	<p>ばならない事態を想定して下さい。また、それを積極的に進めるよう準備して下さい。</p>	<p>かりと講じていく必要があります。</p>
12	<p>(P6 第1章 第5節 第3「予測される影響」)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シミュレーションの基礎となっている 100～500 mSv という線量の高さに驚きます。これを年間に換算すると恐ろしい線量になります。従って、範囲はもっと広くすべきです。</li> <li>・プルームの影響を受ける範囲も福島の実験から 50 kmは不十分です。</li> </ul>	<p>参考意見とさせていただきます。</p>
13	<p>(P6、7 第1章 第5節 第3 予測される影響等)</p> <p>想定する原発事故の規模を福島第一原子力発電所の事故のレベルとする前提が誤っていますので、シミュレーションも過小評価です。</p> <p>福島第一原子力発電所の事故では、原発から約 40km 離れた飯館村でも大量の放射線物質が降り全村避難を余儀なくされました。原発から 60km 以上離れた福島市においても 20 <math>\mu</math>Sv/h を超える放射能汚染が続き深刻な土壌汚染も発生して、本来ならば人が立ち入ることができない放射線管理区域に相当する地域になりました。したがって、距離による影響区域の指定はあまり意味がないことは福島第一原子力発電所の教訓であったはずで、関西では福島第一原子力発電所の事故を超える規模の事故も十分に想定されますので、「<u>住民等の生命、身体、および財産を原子力災害から保護することを目的とする</u>」ならば、<u>重点的に対策を実施すべき地域を高島市と長浜市に限定することなく、大津市や草津市を含めた滋賀県全域としなければなりません。</u></p>	<p>「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲」を高島市、長浜市の一部としていますが、異常事態発生時の気象状況等により、その他の地域に影響が及び、または及ぶ恐れのある場合は、それらの地域でも必要な措置を講じていきます。</p>
14	<p>(P6 第1章 第5節 第3「予想される影響等」)</p> <p>最悪の原発事故に関して想定されている被害範囲が狭すぎます。被害範囲をどのように想定するかは原子力防災対策のすべての内容に影響を与える、防災計画の根幹を成す最も重要な要因であるため、福島第一原発での事故を上回る事故が起きる可能性が存在していることを前提として、県が提示している被害範囲の想定を抜本的に見直してください。</p>	<p>原子力発電所の事故による周辺環境への影響は、気象条件や周辺の地形等により異なることから、原子力災害対策を防災対策を重点的に実施すべき地域(UPZ の範囲)については、地勢等地域固有の自然的、社会周辺状況等を勘案し、滋賀県が独自に行った放射性物質拡散予測シミュレーション結果を踏まえ総合的に考えたものです。また、異常事態発生時の気象状況により、原子力災害対策を重点的に実施すべき地</p>

		<p>域以外の地域に影響が及び、または及ぶ恐れのある場合は、上記地域で行う災害応急対策に準じて必要な措置を講じていきます。</p>
15	<p>(P7 第1章 第6節「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲」 第7節「放射性プルーム通過時の被ばくの影響を避けるための防護措置」) 規制委員会が示した拡散予測の結果のみによらず、県独自にもシミュレーションを行い、より慎重な判断に基づく策定をされている姿勢を支持します。</p>	<p>参考意見とさせていただきます。</p>
16	<p>(P8 第1章 第7節「放射性プルーム通過時の被ばくの影響を避けるための防護措置」) 記載事項には具体性がありません。 福島第一原子力発電所の事故では高濃度の放射性ヨウ素が広い範囲にまき散らされたにも関わらず、国も福島県も医師も安定ヨウ素剤の服用を指示しませんでした。そのため、2011年度に検査された38,114人の福島の子供達の約半数から甲状腺に嚢胞やしこりが見つかりました。2012年末の段階でそれらの子供達のうち3人が甲状腺癌と判定され手術を受け、さらに7人が甲状腺癌の疑いありとされています。福島医大の医師達が原子力発電所の事故の影響を否定していますが、この段階での10人の甲状腺癌(疑いを含む)の発生は異常です。フィンランドやオーストラリアでは、安定ヨウ素剤を飲む基準を18歳以下の場合には空間線量率にして10-20<math>\mu</math>Sv/h、大人(19歳以上40歳以下)の場合で100<math>\mu</math>Sv/hとしています(41歳以上の大人は不要)。さらに先に述べたように、<u>福井県の原発では福島第一原子力発電所の事故を上回る事故が容易に想定されるため、より広い範囲への安定ヨウ素剤の備蓄が必要であり、しかも学区または各家庭のレベルで備蓄しなければ緊急時の服用には間に合いません。滋賀県の防護措置としては、安定ヨウ素剤服用を県下の全学区に備蓄し、子供達の服用の基準を空間線量率で10<math>\mu</math>Sv/h(または20<math>\mu</math>Sv/h)のように明確に規定しておく必要があります。</u></p>	<p>プルームの影響を考慮したP P Aの導入については、国においても今後の検討課題とされているので、国の動きを注視しながら、来年度具体化をしていきます。 安定ヨウ素剤の服用は、その効果が服用の時期に大きく左右されること、また、副作用の可能性もあることから、医療関係者の指示を尊重して合理的かつ効果的な防護措置として実施すべきであります。また、原子力災害対策指針では、「原子力災害対策重点区域のうちP A Z(約5 Km 圏内)においては、避難に際して、安定ヨウ素剤の服用が適時かつ円滑に行うことができるよう、平時から地方公共団体が事前に住民に対し安定ヨウ素剤を配布することができる体制を整備する」となっていますが、U P Z(約30 Km 圏内)においては、原子力規制委員会において具体的な手順が検討中であり、今後の検討結果を踏まえ改訂を行う予定です。</p>

17	<p>(P8 第1章 第8節「防災関係機関の事務または業務の大綱」) (P65 第3章 第9節「緊急被ばく医療計画」)</p> <p>・関係者(県・消防機関・警察)への被ばく管理はあるが、一般市民、ボランティア、直接現場で従事している労働者には被ばく医療計画はあっても「管理」という継続した考え方が認証されてない。万一、事故が起き、何らかの被ばくがあった人達への継続した管理は必要であると考える。</p>	<p>参考意見とさせていただきます。</p>
18	<p>(P15 第1章 第9節(1)迅速な情報収集・伝達と住民に対する情報伝達)</p> <p>県は情報を「関係周辺市やその他の市町を通して住民に的確に伝達するように努める」ことも重要ですが、<u>迅速性を重視するならば、テレビやインターネット等を通じて県から直接住民に情報を伝えるべきです。特に、各地における放射線量、風向と風速、1時間後の拡散予測などをリアルタイムで開示できる体制を整備すべきです。放射能災害から身を守るためには遠くに逃げるしか手段がありませんので、避難のための詳しい情報を県民に迅速に知らせることが大切です。福島第一原子力発電所の事故では、住民を混乱させるおそれがあるということで、多くの情報が隠され、現在もなお隠されています。そのことがかえって住民に不安を与え、かつ住民に不要な被ばくを強いることになりました。</u></p>	<p>ご指摘の点を踏まえ、取り組んでいきます。</p> <p>なお、高島市、長浜市に新規設置するモニタリングポストについては、測定値を県ホームページで、10分毎にリアルタイムで更新していきます。</p> <p>びわ湖放送のデータ放送でも見ることができるよう考えています。</p>
19	<p>(P15 第1章 第9節(3)「原子力防災に関する知識の普及と情報共有」、P25 第2章 第6節 第10「専門家の確保等」)</p> <p>福島第一原子力発電所の事故の後、山下俊一、中川恵一、諸葛宗男などの御用学者がマスコミに重用され、「低線量放射線は安全とする宣伝」が連日流されました。そこでは100mSvまでの被ばくは「安全」であり、空間線量率100<math>\mu</math>Sv/hまでの地域であれば避難は不要で、マスクもせずに外で遊んでも何の問題もないなどというとんでもない教育が行われました。それが現在の甲状腺異常の多発の結果となって現れ、将来的には多様な病気を引き起こす要因となります。現在も「正しく恐れ</p>	<p>参考意見とさせていただきます。</p>

	<p>る」の名のもとに、「低線量被ばくは怖くない」という教育が国や自治体により行われています。<u>滋賀県が専門家を選ぶ場合には、福島県の過ちを繰り返さないように、教育や研修に関わる専門家の選別が大切です。専門家の選び方によっては、逆効果になり住民を危険に曝すことになるということ</u>を肝に銘じておかなければなりません</p>	
20	<p>(P20 第2章 第6節 第1(1))「警戒配備体制の整備」 P45 動員体制の表 P45 第3章 第3節 第2 警戒配備時の活動体制)</p> <p><b>震度5弱または震度5強の地震が発生した場合</b>の意味がわかりません。震度6弱、6強、7の地震は起こらないと考えているのでしょうか？ <u>ここでは「震度5弱以上の地震が発生した場合」とすべきです。</u></p>	<p>ここでは、震度5弱および震度5強のレベルにおいて、警戒配備をとることに言及しています。</p> <p>立地県において、震度6以上の地震が発生した場合は、特別警戒事象として次のレベルである災害警戒本部を設置することとしています。</p>
21	<p>(P24 第2章 第6節 第9「モニタリング体制等」) (P43 第3章 第2節 第6「緊急時モニタリング」)</p> <p>旧来と同様の体制では不十分ではないでしょうか。SPEEDIは活用できず、各発電所等が行う予測計算結果も期待できない。</p> <p>滋賀県独自のモニタリングポストも復活すべきである。常に福井県や国から正確な情報が伝達されるとは限らない。風下に位置する滋賀県だからこそ、滋賀県独自の正確な情報を、独自で得られる仕組みを作っておくべきである。</p> <p>高島の方でも、モニタリングポストの位置が、従来比較的低く測定される場所にあるという噂まで聞きましたが・・・。</p> <p>県民を守るには、県で必要な正しい情報を得られる体制が必要だと思う。</p>	<p>既存の環境放射能水準モニタリングポスト県内の9基に加えて、今年度、原子力発電所事故の際の放射線や放射性物質を監視するために、長浜市、高島市にモニタリングポスト6基設置します。</p> <p>事故の際には、モニタリングポストの値の変化を注視していきます。</p> <p>きめ細かなモニタリング体制の整備に向けて取り組んでいきたいと考えています。</p>
22	<p>(P24 第2章 第6節 第9「モニタリング体制等」)</p> <p>モニタリングポストの更なる設置を視野にいれた近い将来のモニタリング体制の整備・拡充の具体的対策を改定案に盛り込むよう私たちは求めます。</p>	<p>参考意見とさせていただきます。</p>
23	<p>(P24 第2章 第6節 第9「モニタリング体制等」)</p> <p>モニタリングポストとそのデータのディスプレー</p>	<p>ご意見の方向で、今後改善していきます。</p>

	装置には必ず非常用電源を設置するようにしてください。	
24	(P24 第2章 第6節 第9「モニタリング体制等」) 観測地点の地元がデータを直接見ることができないという意味のない運用体制は早急にあらためるべきであり、地元でも見るができるようにすべきです。	新規に高島市・長浜市に設置されるモニタリングポストのデータについては、モニタリングポスト横に電光掲示板を設置し、住民の方々に直接見ていただけるようにします。
25	(P24 第2章 第6節 第9「モニタリング体制等」) 新規に稼働するモニタリングポストに関して、データの回収・蓄積・解析ならびに公表を確実かつ迅速に行える確かな体制を築かなくてはなりません。	高島市、長浜市に新規に設置するモニタリングポストの測定値は10分毎にリアルタイムでHPに更新します。またデータの蓄積についても行います。
26	(P26 第2章 第7節 第4「避難所等の整備」) ・災害時要援護者に女性、子どもを入れるか。 幼児・子ども・女性(妊娠可能な年代)を入れて欲しい。 ( )書きは書けなくても、女性の卵子を守るという意味合いの言葉が入ればと思いますが。	災害時要援護者は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、在宅療養者等、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々と考えております。
27	(P27 第2章 第7節 災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備) 《意見》 高速道路が封鎖、もしくは通行困難な状況があります。その際の対応も考えてください。	課題と受け止めます。
28	(P27 第2章 第7節 第3「災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備」) (P61 第3章 第5節 第9「災害時要援護者への配慮」) 事故の際の避難について、特に障害者、介護を必要とする人たち、病気療養中の人たちなど、優先的に避難させる必要があると思いますが、そのような手段は確保されるのでしょうか？交通手段の確保、道路の確保などはどうやってなされるのでしょうか？	平常時から体制整備や避難の際の健康状態への配慮、応急仮設住宅への優先入居などに努めます。具体の避難のあり方についてはご指摘の点も含め、今後検討していくこととしています。
29	(P28 第2章 第7節 第4「学校等施設における避難計画の整備」) ・学校で児童・生徒が不要な被ばくをしないために、原子力災害が学業中に起きた場合に、学校が取るべき措置のマニュアルを整備する必要があると思います。	学校等教育施設での備えの検討は重要なことと認識しています。 マニュアルについては検討しているところです。



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に備え、火災の避難訓練のように訓練して、もしものときに備える</li> <li>・マニュアルはシンプルな方がいい。</li> </ul>	<p>退避など措置の方法については、それぞれの地域において、訓練を通じて効果的なものを築いていくことも一手法と考えます。</p>
30	<p>( P28 第 2 章 第 7 節 第 5 「不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備」)</p> <p>現在、高島市に居住する住民の多くが、JR 湖西線によって、大津・京都・大阪まで通勤できます。特に早朝の新快速電車では、新旭駅の乗降客が多い。ホームにあふれるほどの人です。そのようなときに原子力災害が起こったことを想定する訓練は必須です。</p> <p>～に配慮した計画、訓練とするよう「努める。」ではなく、年 1 回の訓練は義務にしてください。</p>	<p>関係機関に、防災訓練を実施していただくよう働きかけていきたいと考えています。</p>
31	<p>( P28 第 2 章 第 8 節 飲食物の出荷制限,摂取制限 )</p> <p>箇所 ...県は、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制を定めておく。</p> <p>《意見》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射能に関して、一時でも基準値を上げるとは認めないでください。問題があるから基準値があるのです。それを変えなければならないような施設があるならば廃止するべきです。</li> </ul>	<p>参考意見とさせていただきます。</p>
32	<p>( P28 第 2 章 第 8 節 「飲食物の摂取制限等」)</p> <p>農水産物ならびに湖水の放射能汚染に関する具体的な対策を事前に用意すべきです。</p>	<p>琵琶湖への放射性物質の影響については、現在、県琵琶湖環境科学研究センターにおいて、シミュレーション調査を実施しているところであり、その結果を受けて、来年度以降、必要な対策を検討していくこととしています。また、ご指摘の問題は広域的な課題であることから、関西広域連合をはじめ、関係府県とも連携していきたいと考えています。</p>
33	<p>( P29 第 2 章 第 8 節 飲食物の出荷制限,摂取制限 )</p> <p>箇所 ...県は、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言する。</p> <p>琵琶湖が放射能汚染された場合の、安全な飲み水の確保を進めてください。</p>	<p>課題と受け止めます。</p>
34	<p>( P36 第 2 章 第 1 6 節 「防災訓練の実施等」)</p> <p>( P38 第 3 章 第 2 節 「情報の収集・連絡、緊急連絡体制および通信の確保」)</p> <p>緊急時の情報収集や連絡の体制を整備し実効性を備えたものにしてください。そのためには、これ</p>	<p>より実効性のある訓練を行っていききたいと考えております。</p>

	らの体制が実際に確実に機能するか否かを確認するために、ときおり抜き打ちの実施訓練を行うことが必要です。	
35	(P36 第2章 第16節「防災訓練の実施等」) 形だけのものではない、実効性のある原子力防災訓練を行うことが必要です。	ご意見を踏まえ、今後工夫していきます。
36	(P37 第2章 第17節「放射性物質の運搬中の事故に対する対応」) 核燃料輸送中の事故に対する具体的対策がまったく用意されていません。事故を想定しての、県内の道路で事故が起きた場合の具体的対策ならびにその手順を確立すると同時に、事故に備えた関係者の訓練を行うことが必要です。	計画では、関係機関の役割を示しており、具体的対策については、消防庁がマニュアルを示しており、これに基づき対応することとなります。
37	(P38 第3章「緊急事態応急対策」) 緊急事態応急対策では全てが原子力事業者からの通報をベースにしていることに不安を感じます。今回の福島事故でも東電による隠蔽と思われるような事実が明るみに出ています。県民の安全を第一に考える県としては、事業者に頼らない独自の対策を考えて下さい。	原子力規制委員会の初動対応と連動して迅速な対応を図ります。
38	(P38 第3章 第2節「情報の収集・連絡、緊急連絡体制および通信の確保」) 無理なことを言うかもしれませんが、オフサイトセンター以外に、原子力事業者からの通報を待つのではなく、県職員が事業所内に常に派遣される態勢をとることができないのでしょうか。 事業者を監視される立場で。	まずは、情報が集約されるオフサイトセンターに赴き、情報収集し連絡することとしています。原子力規制事務所の保安検査官がご提案の任務にあたっていただくものと考えます。
39	(P38 第3章 第2節「情報の収集・連絡、緊急連絡体制および通信の確保」) 独自に動いてくださる項目は4にありますが、放射能が滋賀県に到達してからでは遅すぎます。現地で検知できる方法はないのでしょうか。	事故の際には、原子力発電所の所在県に設置されているモニタリングポストの値を注視し、警戒を強めることとします。
40	(P38 第3章 第2節「情報の収集・連絡、緊急連絡体制および通信の確保」 4行目、P40 第3章 第2節 第2の1の2行目) 箇所 ...文書をファクシミリで送付(報告) ・ファクシミリが利用できない状況に陥ることも考え、その他のあらゆる伝達方法も用いることを明記されるよう努力して欲しい。	事業者においては、ファクシミリ機器も複数設置され、通信回線の多重化も図られているものと認識していますが、環境整備に留意するよう求めていきたい。

41	<p>( P40 第3章 第2節 第1「緊急時や特定事象発生情報等の連絡」4 )</p> <p>「特定事象の発生を通報すべき数値」とはどのようなものですか。具体的数値を改定案のこの箇所に明記してください。</p>	<p>特定事象の具体的数値は福井県および滋賀県で設置する空間線量率を測定する固定観測局で、5 <math>\mu</math>Sv/h以上の放射線量が検出された時となります。</p>
42	<p>( P40 第3章 第2節 第1「緊急時や特定事象発生情報等の連絡」4 )</p> <p>上記のような事態が生じた場合、県は国の機関に直ちに連絡し、事業者を確認するとされていますが、県は国や事業者だけではなく、福井県の防災部局、県内の関連自治体や県知事、県の危機管理責任者などにも迅速に知らせる必要があるものと考えられます。さらに、記載の手順を踏んで県の通報に対する国の判断結果を知るまでにはかなり時間を要するのではないかと懸念されます。したがって通報を行った後、場合によってはこれらの事態が発生する可能性があることを考慮に入れて、通報後から明確な結論や方針が出るまでの間、県がどのように対処すべきなのか、明確な方針を定めておくことが必要ではないかと考えられます。</p>	<p>計画の38頁、「第2節情報の収集・連絡、緊急連絡体制および通信の確保」に、基本的な連絡体制の図を記しているが、詳細なものは、今後マニュアル等を整備していきたいと考えている。</p>
43	<p>( P51 第3章 第3節 第11「防災業務関係者の安全確保」)</p> <p>(P52 第3章 第4節 第1「住民等への情報伝達・相談活動」)</p> <p>住民には防護服、防護マスクの支給はあるのでしょうか。福島では、フルアーマー防護服の公人と、手袋もマスクもない住民が握手していました。せめてそれぐらいの防護がいる事態であることを「不安を取り除く」のではなく、「危機を正確に伝え、自己防衛を促す」ことをしてください。特に、妊産婦、こどもたちに。</p>	<p>現在のところ、住民の方々の防護服の支給に向けた備えはありません。</p> <p>「危機を正確に伝えること」の重要性については認識しており、周知に向けた取組を着実に進めていく必要があると考えています。</p>
44	<p>( P51 第3章 第3節 第11「防災業務関係者の安全確保」)</p> <p>危険にさらされた住民の放射線測定、被ばく管理、ならびに防災業務関係者の被ばく管理に関する計画に具体性が欠けています。</p>	<p>今後、マニュアルを作成する中で検討していきます。</p>
45	<p>( P52 第3章 第4節「住民等への情報伝達・相談活</p>	

	<p>動)」</p> <p>いざ事故が起こった場合、正確な情報をしっかりと、すべての県民に伝えることは出来るのでしょうか？その場合、どんな手段で行うのでしょうか？誤った情報、デマなどの流布にはしっかり対応できるのでしょうか？この「計画」では、そのような点について、具体性がないように思います。</p>	<p>滋賀県が警察や関係周辺市とも連携しながら、テレビ、ラジオ、インターネット、新聞等、利用可能な様々な手段を活用し、分かりやすい情報を繰り返し提供していきます。</p> <p>また、風評被害対策についても、安全性が確認されたものについては、速やかに広く継続的に広報を行っていきます。</p>
46	<p>( P52 第3章 第4節「住民等への情報伝達・相談活動」)</p> <p>また、緊急時どのような方法で市民に伝達するのか明確になっているのか。</p>	<p>滋賀県が警察や関係周辺市とも連携しながら、テレビ、ラジオ、インターネット、新聞等、利用可能な様々な手段を活用し、分かりやすい情報を繰り返し提供していきます。</p>
47	<p>( P52 第3章 第4節 第1 1 ( 1 )「関係周辺市の住民に対する情報伝達」)</p> <p>( P52 第3章 第4節 第1 2「県民等に対する情報の提供」)</p> <p>「不安の解消や住民生活の混乱の防止」を重点にすると、真に危険な情報を隠したり、誤った情報を流すことになりかねません。実際にそういうことが福島では行われてきました。危険情報であっても開示しないと住民をさらに危険に曝す事になり、より大きな不安と混乱をもたらします。</p> <p>「県下における原子力災害に伴う混乱を未然に防ぎ」も同様で、混乱を起こさないように情報を隠すということになりかねません。危険な情報こそ隠さずに住民に伝えることが大切です。</p>	<p>参考意見とさせていただきます。</p>
48	<p>( P53 第3章 第4節 第3「風評被害対策」)</p> <p>県にお願いしたいのは、防護してあたりまえ、マスクしてあたりまえ、放射能に汚染されていない食物を子どもに与えるのは当たり前であるという姿勢です。流通や生産者の方々を守ることももちろん大事です。でも、生産者の方を守るのだら、原発をとめることを要請し、電力事業者に補償させてください。</p> <p>緊急事態が起きた際には、地産地消の給食を直ちに検討しなおし、汚染のない食材を子ども達に</p>	<p>琵琶湖を抱える滋賀県としては、近畿1,450万人の命の水源である琵琶湖が放射能に汚染される可能性を特に切迫したリスクと認識しています。</p> <p>リスクを抱える原発を今後も維持することについて、国において十分議論いただくことが必要と認識しています。</p> <p>食の安全には十分配慮し、できる限りの対応をしていきます。</p>

	与えてください。	
49	<p>( P53 第3章 第4節 第3風評被害対策 P72 第4章 第8節風評被害等の影響の軽減 )</p> <p>原子力発電所の放射能漏れ事故は台風や津波とは異なり、実際に放射性物質がばらまかれ、それが何十年何万年も残るといふ被害を与えるものですから、風評被害ではなく実質的な被害です。55頁に記載されている放射性セシウム 500Bq/kgの基準値以下なら安全が確認されたというものではありません。実際に現在でも 100Bq/kg の福島産のセシウム米が全国に流通しており、国民は毎日知らず知らずのうちに放射性物質を食べさせられています。「食べて応援」のような危険な行為を自治体が率先して行うべきではありません。地域の農林水産業や地場産業を守るためには、<u>原子力発電所の事故を起こさせない=原子力発電所をなくすことしかありませんので、滋賀県はそのような対応をすべきです。</u></p> <p>我が国には国民を放射線障害から守るための法令があり、福島第一原子力発電所の事故以前には厳密に守られてきました。電離放射線障害防止規則には、放射線管理区域の規定があり、4万 Bq/m<sup>2</sup> 以上の汚染された土地には住民は入ることはできませんし、そこで作られた作物は放射線管理区域外に持ち出すこともできません。<u>県が「風評被害」の防止の名のもとに規則を破り、国民を被ばくさせることは許されません。</u></p>	参考意見とさせていただきます。
50	<p>( P54 第3章 第5節 第2別表「防護措置基準」)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準値があまりにも高い。福島の子どもの健康被害の現状やこれから更に起きるであろう内部被ばくの影響を考えるとあまりにも高い数値。しかもこれも子どもたちや妊産婦を考慮していない。</li> <li>・滋賀県独自のより安全な計画書の作成を望む。</li> </ul>	自治体が計画を策定する際の科学的・客観的判断を支援するため、国が専門的・技術的事項等を定めた「原子力災害対策指針」に準拠するものです。
51	<p>( P54 第3章 第5節 第2別表「防護措置基準」)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・500 <math>\mu</math>Sv/h まで被ばくしてからでないと、避難できないなんて、健康を害してしまう。2時間で平常時の被ばく線量限度量に達してしまう。</li> </ul>	防護措置実施の判断基準 ( OIL : 運用上の介入レベル ) に準拠しています。なお、今後の指針の改定がなされた際は、

	<p>さっさと避難できるようにして欲しい。 20 <math>\mu\text{Sv/h}</math>でどうか。 ・滋賀県独自のより安全な計画書の作成を望む。</p>	<p>その内容を踏まえた見直しをしていきます。</p>
52	<p>(P54 第3章 第5節 第2防護措置基準) 《意見》要旨 福島第一原発の事故を教訓にせず、原子力災害対策指針の基準改定を先取りした記載がされているのは、遺憾です。事故が起きた際の防護基準(避難、食物摂取)については、県独自でもっと厳しい基準を設定していただきたい。 この基準では、事故が起きた際、県民は行政の発する情報を信頼せず、各自で避難行動をとらざるを得なくなります。 高い放射線量を計測してから避難するのではなく、SPEEDI等を活用して、被ばくする前の段階で速やかに避難する計画の変更してください。また、事故直後の基準とはいえ、食物・水等の基準もあまりに緩やかで、これでは安心して食事ができません。乳幼児、妊婦を含め、県民の健康を守る視点で県独自でも厳しい基準を設定してください。</p>	<p>防護措置実施の判断基準(OIL:運用上の介入レベル)に準拠しています。 なお、今後の指針の改定がなされた際は、その内容を踏まえた見直しをしていきます。 なお、線量についての予測情報が得られた場合には、その結果を判断基準とすることとしています。</p>
53	<p>(P54 第3章 第5節 第2「防護措置基準」) 別表1 防護措置基準 避難基準 500 <math>\mu\text{Sv/h}</math> この数値は、フクシマ事故に比すると5キロ地点(大熊町)でしか避難できないもので、さらに平常時の1万倍で2時間で平常時の一般人の年間被曝限度量(1mSv)に達するほど高い数値になる。また39キロ地点で全村避難となった飯館村は44.7 <math>\mu\text{Sv/h}</math>であったことを考えると、この基準では避難指示が遅れ住民は無用の高い被曝を強いられることになる。 本年2月13日に福島県民健康管理調査検討委員会が解さされ、平成23年度に3万8千114人の小児甲状腺検査が行われた中で、甲状腺ガンであることが確定した子どもが3名、疑わしい子どもが7名と発表されました。これは、放射性ヨウ素が最も大量に流れたいわき市方面の検査は未実施の中での結果である。ベラルーシでは、チェルノブイリ事故の翌年の甲状腺ガン登録が4名であった。チェルノブイリとほぼ同じ経過をたどり</p>	<p>原子力災害対策指針の判断基準(OIL:運用上の介入レベル)に準拠することを原則としていますが、県としては、従前の予測線量に基づく指標も引き続き活用することとしており、場合によっては、放射性物質放出前からの避難の可能性も考慮しています。 なお、今後、指針の改定がなされた際は、その内容を踏まえた見直しをしていきます。 妊婦については、災害時要援護者対策の中で検討していきます。</p>

	<p>つつあること、そして、100万人に1人しか発生しないはずの子供の甲状腺ガンが、すでにこれだけ発生していることに戦慄を覚える。この現状を見るならば、高被曝をもたらすこの避難基準では、大量のガン患者を生み出すことになり、県民の健康を守ることができない。</p> <p>また、原子力規制庁の説明では、30km圏内の場合は、「原子炉を冷却する全ての機能が喪失」してから避難の準備を開始し、放射能が放出された後、上記の基準値を上回る線量が確認されてから屋内退避、避難開始となっています。まさに放射能が漂う中を避難することになっているのです。</p> <p>さらに、未来の県をになう子どもを生み出す妊婦は、極力被曝は避けなければならないのに、妊婦についての避難基準がない。</p> <p>国の指針に基いた避難準備・開始の計画では、住民の被ばくを防ぐどころか、多くの被害を生むことになるため、以下のことを取り入れられたい。</p> <p>緊急防護措置の避難基準について、県として、少なくとも20μSv/h以下で避難ができるように独自の避難基準を設けること。</p> <p>妊婦にかかる県独自の避難基準を設けること。</p>	
54	<p>(P54 第3章 第5節 第2「防護措置基準」)</p> <p>OIL1の国の避難基準500μSv/hは数時間以内に避難すべきレベルとされています。またOIL2の一時移転基準20μSv/hは1週間以内に一時移転すべきレベルとされています。ところがその間のレベルに関しては国として厳密な規定がありません。これでは480μSv/hの地域の住民が1週間も放置される恐れがあります。滋賀県としては、たとえば250-500μSv/hならば1日以内、100-250μSv/hならば1.5日以内、50-100μSv/hならば2日以内などの避難基準をきめ細かく設定すべきです。そして放射線管理区域(土壤汚染なら4万ベクレル/m<sup>2</sup>以上、空間線量率なら0.6μSv/h以上)には人を残さないという法令に従った計画が必要です。</p> <p>* 別表1 防護措置基準の一時移転基準の概要中に</p>	<p>原子力災害対策指針の判断基準(OIL:運用上の介入レベル)に準拠することを原則としていますが、県としては、従前の予測線量に基づく指標も引き続き活用することとしており、場合によっては、放射性物質放出前からの避難の可能性も考慮しています。</p> <p>緊急事態においては、実効線量の値だけでなく、SPEEDI等の予測情報も活用し、総合的な判断をしていきます。</p> <p>なお、今後、指針の改定がなされた際は、その内容を踏まえた見直しをしていきます。</p> <p>修正します。</p>

	「住民等を数1週間程度内に」のように不適切な文字が残っています。	
55	(P57 第3章 第5節 第4 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施) 風下になった場合、風向きと直角方向(あるいは場合によっては風上)が有効な避難方向であることを念頭に、計画を立てること。	事故の際には、状況を判断し対応してまいりたいと考えています。
56	(P57 第3章 第5節 第4「屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施」) もし県域を超えた避難になる場合、県域を超える広域な避難等については「予め」近隣県市ならびに関西広域連合とは協定等を結んであるのでしょうか?事故が起きてから・・・では遅いので、事前に締結しておいて頂きたい。	県域を超える広域避難については、国主導のワーキンググループや関西広域連合とも連携し、実効性のある計画となるよう検討を進めています。
57	(P58 第3章 第5節 第4「屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施」) 近隣府県市への応援要請から避難受け入れまで、どれくらいかかるのか?	迅速な応援要請をすることとしていますが、具体的な所要時間まで検討しているわけではありません。避難受け入れまでに迅速な対応がとれるよう、関西広域連合や他県と協議していきます。
58	(P58 第3章 第5節 第4「屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施」) ・県外への避難を自主的、積極的にシミュレーションと準備をお願いします。関西広域連合は、何も対策が進んでいません。独自に県外への広域避難のルート等、風下でない方角への避難を、県下の全住民に知らせてください。広域避難を関西広域連合にまかせるのは、やめてください。 県内避難は、広域避難と呼ばないでください。	県域を超える広域避難策については、実効性のある計画検討を、関西広域連合とともに調整しながら進めていきたいので、ご理解をいただきますようお願いいたします。
59	(P58 第3章 第5節 第4「屋内退避、避難誘導等の防護活動」) ・防災シミュレーションが滋賀県全土を覆い、尚且つ風下に位置する東近江市や蒲生への避難はおかしい。風下と直角方向への避難を促すべき。	災害時の迅速な避難のため、まずは4市との協議を進めることとすることを記述しています。災害が発生したときの状況に応じて、適切な避難措置等を国と連携し判断していきたい。
60	(P58 第3章 第5節 第4「屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施」)	



	<p>・県内の受け入れ市として、大津市、草津市、甲賀市および東近江市の名前が挙がっているが、プルームの通過状況によって距離が離れば被曝量が減るとは限らないのでは？</p>	<p>県のシミュレーション結果等をもとに、まずは大津市、草津市、甲賀市および東近江市を中心に協議を行う計画としていますが、状況に応じて他の市町にも協力を求めます。</p>
61	<p>(P58 第3章 第5節 第4「屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施」)</p> <p>改定案では県北部の高島市や長浜市などの市民を県南東部に避難させるとしていますが(改定案の概要に付された図を参照)、この避難の方角は間違っており、放射能雲の流れる方向(多くの場合、北西から南東へと向かうものと考えられます)に対して直角方向に避難して、できるかぎり迅速に放射能雲の流れから遠ざかることが必要です。すなわち、住民をできる限り南西あるいは北東の方角に避難させるべきです。具体的には高島市民の場合は大津市南部か大津市を経て京阪神方面へ、長浜市民の場合は米原を経て岐阜・名古屋方面へと避難させることが必要です。</p>	<p>今回の計画は、県内避難に限定して検討したものであり、県域を越える広域避難については、国主導のワーキンググループや関西広域連合とも連携し、実効性のある計画となるよう検討を進めています。</p>
62	<p>(P58 第3章 第5節 第4「屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施」)</p> <p>福井県からの避難民に関する対策が示されていません。</p>	<p>福井県と調整していくこととします。県域を越える広域避難については、国主導のワーキンググループや関西広域連合とも連携し、実効性のある計画となるよう検討を進めています。</p>
63	<p>(P58 第3章 第5節 第4「屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施」)</p> <p>生活物資が確実に補給されるという保障がない限り、屋内退避はせいぜい数日間に留め、できる限り迅速に危険視される地域から退避させるということを緊急時の避難対策の基本とすべきであると考えられます。</p>	<p>プルームの影響を考慮したP P A導入に関する今後の国の議論等を踏まえながら、さらに検討を継続します。</p>
64	<p>(P59 第3章 第5節 第5「避難場所」)</p> <p>「男女のニーズの違い等」</p> <p>県の防災会議や本対策の席に、女性は何割おられるのでしょうか。</p> <p>女性の参画が僅かでは、この記述に不安があります。51頁の女性の被ばくについても同様に感じます。</p>	<p>現在、「滋賀県防災会議」構成員数は59名であり、その内女性の委員は8名です。(13.5%)</p> <p>ご意見のとおり、今後とも女性委員の参画が高められるよう充分留意して、取組を進めてまいります。</p>

65	<p>( P60 第3章 第5節 第8 安定ヨウ素剤の予防服用 1 行目 )  箇所 ...または独自の判断により...  <b>《意見》</b>  良いことだと思う。国の指示に従っている安定ヨウ素剤を服用するタイミングが遅すぎたり、服用する対象者が狭すぎたりしかねない。このような姿勢で臨んで欲しい。</p>	<p>参考意見とさせていただきます。</p>
66	<p>( P60 第3章 第5節 第8 安定ヨウ素剤の予防服用 )  ポーランドでは、全国民に配布している。間に合わない。30 km圏内を避難させてから遠い地域を避難させるのでは間に合わない、同時に移動させて欲しい。</p>	<p>原子力災害対策指針の検討を踏まえ、対策を検討していきたい。</p>
67	<p>( P60 第3章 第5節 第8 安定ヨウ素剤の予防服用 )  安定ヨウ素剤はどのような条件下で飲むのか。また、どのような副作用があるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安定ヨウ素剤は、避難所において、医師の指導監督の下、服用していただきます。</li> <li>・副作用については、チェルノブイリ事故直後にポーランドで安定ヨウ素剤を配布した例や医療現場におけるヨウ素剤の使用経験から、重大な副作用の発生は極めて稀です。</li> </ul> <p>副作用としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほてり感</li> <li>・皮疹</li> <li>・頭痛</li> <li>・関節痛</li> <li>・胸やけ</li> <li>・吐き気</li> <li>・下痢 等があります。</li> </ul>
68	<p>( P61 第3章 第5節 第8 安定ヨウ素剤の予防服用 )  ( P67 第3章 第9節 第3 緊急被ばく医療措置 )  事故の際に、特に子どもたちに飲ませるヨウ素剤は、しっかり確保されているのでしょうか？どこへ行けば手にはいるのでしょうか？どのタイミングで飲ませれば良いのでしょうか？学校や幼稚園、保育園などでは、しっかりした訓練は出来ているのでしょうか？</p>	<p>安定ヨウ素剤の服用は、その効果が服用の時期に大きく左右されること、また、副作用の可能性もあることから、医療関係者の指示を尊重して合理的かつ効果的な防護措置として実施すべきであります。また、原子力災害対策指針では、「原子力災害対策重点区域のうちP A Z (約5 Km圏内)においては、避難に際して、安定ヨウ素剤の</p>

		<p>服用が適時かつ円滑に行うことができるよう、平時から地方公共団体が事前に住民に対し安定ヨウ素剤を配布することができる体制を整備する」となっていますが、UPZ（約30km圏内）においては、原子力規制委委員会において具体的な手順が検討中であり、今後の検討結果を踏まえ改訂を行う予定です。</p>
69	<p>(P60 第3章 第5節第8「安定ヨウ素剤の予防服用」) (P66 第3章 第9節 第3 緊急被ばく医療措置)</p> <p>原子力災害は、発生の認知から数時間で放射性ヨウ素が滋賀県上空に達することもあるでしょう。「国および国の専門機関の指導・助言をもとに」「県災害対策本部長が決定」し、さらに「救護所に配置された医師の指導監督のもと」「問診を行ったうえで」というのは非現実的ではないでしょうか。「避難所および救護所設置決定を受けて安定ヨウ素剤の搬送開始を決定する」というのも実際、地震等で交通が麻痺していれば、対応できない。</p> <p>避難所となる可能性のある場所に事前に配置し、ヨウ素剤に対するアナフィキラーシー等の問診についても事前に実施する必要がある。健康診断や通常の風邪などの問診時に、かかりつけ医に判断してもらっておくなどの徹底をしてほしい。</p> <p>事故発生後には、係員が事前の問診および年齢条件等によって決まった住民に配布、服用の可否については自らが自らの責任において判断し服用することでよいと思う。実際、福島でも学校長の判断で、たった1校の高校のみ、ヨウ素剤を配布され飲まれたと聞いている。その他の自治体では所有されているにもかかわらず配布されなかった。結果、どうなったか、多くの甲状腺被害が今も増え続けている。今回このように検討されるのであれば、ぜひとも市民に必要な時期にきちんと配布されるようご検討をお願いしたい。</p>	<p>安定ヨウ素剤の服用は、その効果が服用の時期に大きく左右されること、また、副作用の可能性もあることから、医療関係者の指示を尊重して合理的かつ効果的な防護措置として実施すべきであります。また、原子力災害対策指針では、「原子力災害対策重点区域のうちPAZ（約5km圏内）においては、避難に際して、安定ヨウ素剤の服用が適時かつ円滑に行うことができるよう、平時から地方公共団体が事前に住民に対し安定ヨウ素剤を配布することができる体制を整備する」となっていますが、UPZ（約30km圏内）においては、原子力規制委委員会において具体的な手順が検討中であり、今後の検討結果を踏まえ改訂を行う予定です。</p>
70	<p>(P60 第3章 第5節 第8「安定ヨウ素剤の予防服用」)</p> <p>安定ヨウ素剤の予防服用のためにヨウ素剤を確実かつ迅速にすべての住民に配布する具体的方策を用意すべきです。</p>	<p>安定ヨウ素剤の服用は、その効果が服用の時期に大きく左右されること、また、副作用の可能性もあることから、医療関係者の指示を尊重して合理的かつ効果的な防護</p>

		措置として実施すべきであります。また、原子力災害対策指針では、「原子力災害対策重点区域のうちP A Z(約5 Km圏内)においては、避難に際して、安定ヨウ素剤の服用が適時かつ円滑に行うことができるよう、平時から地方公共団体が事前に住民に対し安定ヨウ素剤を配布することができる体制を整備する」となっていますが、U P Z(約30 Km圏内)においては、原子力規制委委員会において具体的な手順が検討中であり、今後の検討結果を踏まえ改訂を行う予定です。
71	(P61 第3章 第5節 第13「飲食物および生活必需品の供給」)(P62 第3章 第7節「飲食物の摂取制限等」) 汚染地帯となる。近畿の水嚢である琵琶湖の水や琵琶湖に注ぎ込む周辺の河川の水も汚染される。そうなれば、県内避難であろうと県外の広域避難であろうと、備蓄した飲料水には限りがあり、人間の生活に必要な不可欠な汚染されていない飲料水が確保できないことになる。これは避難者のみならず県民、ひいては近畿圏の住民の生存にさえかわる問題である。にもかかわらず、この計画には飲料水が湧いて出てくるかのように、飲料水の確保についての記述がない。これではまさに絵に描いた餅である。飲料水をどう確保するのか明確な記述をお願いしたい。	琵琶湖への放射性物質の影響については、現在、県琵琶湖環境科学研究センターにおいて、シミュレーション調査を実施しているところであり、その結果を受けて、来年度以降、必要な対策を検討していくこととしています。 また、ご指摘の問題は広域的な課題であることから、関西広域連合をはじめ、関係府県とも連携していきたいと考えています。
72	(P61 第3章 第5節 第13「飲食物および生活必需品の供給」) 琵琶湖の水が放射能汚染された場合、水道水は使えないわけで、避難者の生活用水の備蓄、調達は十分にできるのか。何日分の水があるのか。	飲料水については、市町の給水計画により応急給水の対応を図ることとしています。県としては、10,344 リットルの備蓄や、他県、国等と連携し、市町の給水活動を支援していくこととしています。
73	(P62 第3章 第7節「飲食物の摂取制限等」) 飲食物の摂取制限に関する対策は、国の指示を待って講じられることになっていますが、緊急時には国からの要請や国の指示が間に合わない可能性が大きく、そのため県自らの判断で暫定的にでも措置を講じることが必要とされます。	ご意見の方向で、今後見直していきます。

74	<p>(P69 第3章 第11節「自発的支援の受入れ等」)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内・国外から多くの支援の申し入れがあったら、積極的に対応してください。</li> <li>・SPEEDIの情報が得られないときは、ドイツが行った拡散予測なども、滋賀の国内放送で放送してください。チェルノブイリの教訓がある国々の助言を、IAEAよりもWHOよりも優先してください。</li> </ul>	<p>そのような事態になった場合には、積極的に対応していきたいと考えております。また、様々な教訓を糧に、防災対策を考えていく必要があるものと考えています。</p>
75	<p>(P73 第4章 第12節 第2「復旧・復興事業からの暴力団排除」)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内が汚染された場合、どんなに大変でも、汚染は県内処理してください。広域処理されませんように。核の汚染は拡散しないでください。</li> </ul>	<p>そのような事態となった場合、国や関係機関の支援を得て、処理対策を検討していく必要があると考えます。</p>
76	<p>最もすべきことは、あらゆる方法を総動員して、原発を廃炉にさせる事の筈です。地震等の災害に対して、安全に運転する技術はないことが分かっているのですから。運転していること自体が、住民の安全・命を賭けに晒していることです。</p>	<p>安全対策は重要と認識しています。ご意見を参考にさせていただきます。</p>
77	<p>滋賀県は自然豊かな地であり、原発事故で汚損されることを極力減ずるエネルギー政策を本計画と同時に立てて、未来の県民へ安心して渡せるよう願っております。</p>	<p>参考意見とさせていただきます。</p>
78	<p>原発大事故に、防災など何の意味もない。放射能の来ない方向に、ただ、ひたすら逃げるのみ。住民と琵琶湖を守る唯一の方法は、「原発をなくすこと。」 県は、そのため最大の努力をするべし。</p>	<p>原子力発電所の稼働にあたっては、プラントの安全性、地域条件、危機管理体制、防災体制といった視点で種々の安全対策を講じていくことが重要であると認識しています。</p>
79	<p>誰のための防災計画なのか、誰が読んでどう行動すべきなのか、必要事項を網羅すればよいという、形式的なものに思えてなりません。もし、十分に県民に内容を周知させたいのなら、それぞれの対象者に対するダイジェスト版のようなものを作り、それを配布するなどの方法が必要なのではないでしょうか。それぞれの地域住民は、万一の事故の場合、どう行動したらよいのか、地域の自主防災会としては、どうすべきなのか、学校や幼稚園ではどうなのかなど。</p>	<p>わかりやすい計画づくりに努めていきます。</p>
80	<p>私は、日本の原発はすべて即時廃炉にすべきだ</p>	<p>参考意見とさせていただきます。</p>

	<p>と思っています。原発は経済的にも、科学的にも、倫理的にも、将来に存続させてはならないものと考えています。原発がなければ、そもそもこのような防災計画は一切必要がありません。なによりも、滋賀県は、嘉田知事を先頭に、「卒原発」のために全力を尽くして欲しいと思います。</p>	
81	<p>自然災害は防げないことから、防災計画・避難計画は必要である。しかし、以前の国民保護計画もそうだが、人為的なものは防げる。避難しなくてもその原因を取り除けば、避難計画など必要ない。つくらなくていい原発を作り、福島の教訓に学ばず原発を再稼動しようとするから、事故が起きた際の避難計画が必要になってくるのだ。事故を生む直接の原因である原発の稼動を止めて廃炉にすればよい。原発を稼動させて、その結果事故のため強制的に避難させることは、人間の命を脅かし、居住権、教育権をはじめ平和のうちに暮らす権利を奪い、仕事も奪ってしまうものである。であるならば、人類の生存を脅かす「絶対的リスク」である原発を稼動をさせることを前提とした「避難計画」は、作ってはならない。まず、原発の稼動を停止し廃炉を決定し、今ある危機を除去した上で、廃炉作業上におこりえるリスクとしての避難計画と防災計画を作るべきである。このことを県として規制委員会と政府に要請すべきである。</p>	<p>参考意見とさせていただきます。</p>
82	<p>原子力災害対策における最も重要なことは、未然に事故を防ぐための方策をできる限り講じておくことです。この目的のために、電力事業者との安全協定などを通じて、関連自治体にとって大切な情報をできる限り情報公開することを電力事業者に義務づけてください。</p>	<p>現在、安全協定締結のため原子力事業者と協議を行っています。</p>
83	<p>県の改定案における事前対策、応急対策の内容の多くは具体性に乏しく、そのためこれらの対策に関する計画の実効性は不確かなものになっています。もっと具体性を備えた高い実効性を有する計画を策定してください。</p>	<p>県の防災計画は骨格を示し、具体的な部分は市町の計画の内容に反映されるため、市町と連携し、計画を作成していきたいと考えている。</p>
84	<p>もっと福島原発事故がもたらした教訓を真剣に学び取って、計画に策定に役立ててください。</p>	<p>参考意見とさせていただきます。</p>